第２期
太子町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

大阪府　太子町

は　じ　め　に

子どもは、次代を担うかけがえのない“社会の宝”です。太子町の宝である子どもたちが、自然環境と歴史遺産に恵まれた町で、地域の人たちに見守られ健やかに育つことができるまちづくりが望まれます。

しかし、全国的に続いている人口減少及び少子高齢化の急速な進行は、本町においても例外ではないうえに、核家族化など世帯の小規模化が要因となって、子育て中の孤立感や負担感を抱える保護者は少なくありません。

本町では、平成 27 年３月に太子町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援課の創設、子育て世代包括支援センターの設置、地域子育て支援拠点事業の拡充など、社会全体で子育てを支え、子どもたちが、自らの未来に希望をもって成長できるよう、様々な取組を進めてきました。

これまでの取組をさらに実行性のあるものにし、子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会の実現のため、このたび第２期太子町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画では、第１期計画の基本理念を継承しながら、すべての子育て家庭が社会に支えられているという実感が得られ、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境を整備する施策を積極的に進めていくことを目指しています。

本町は、地域や世代間、そして人と人との絆を大切にする土壌が色濃く残る町です。地域の方々、関係機関・関係団体と密な連携を図りながらこの計画を着実に進め、安心して子育てができるまちの達成に向けて努力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた「太子町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力をいただきました住民の皆様や関係者の方々に心からお礼申し上げます。

令和２年３月

太子町長　浅野　克己

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１．計画策定の背景と趣旨 3
２．国の主な制度等の改正の動向 3
３．計画の位置付け 5
４．計画の期間 6
５．計画の策定体制 6

第２章　子どもと家庭を取り巻く環境 7
１．町の概況について 9
２．保育サービス等の状況 15
３．ニーズ調査結果からみる現状 22
４．第１期計画期間における取組状況 27
５．太子町の子ども・子育てを取り巻く課題 31

第３章　計画の基本的な考え方 33
１．基本理念 35
２．基本的な視点 36
３．基本目標 36
４．施策の体系 37

第４章　施策の展開 39
基本目標１．子どもが健やかに、心豊かに育つための支援 41
基本目標２．地域全体での子育て支援の推進 51
基本目標３．すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進 54

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 61
１．教育・保育提供区域の設定 63
２．教育・保育等の量の見込みの考え方 63
３．量の見込みと提供体制の確保内容及びその実施時期 67

第６章　計画の推進と進行管理 79
１．計画の推進体制 81
２．計画の進捗管理 82

資料編 **83**
１．太子町子ども・子育て会議条例..... 85
２．太子町子ども・子育て会議規則..... 86
３．委員名簿 87
４．策定の経緯 88

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

第1章

計画の策定にあたって

１．計画策定の背景と趣旨

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行等、家族や地域、就労・雇用等、子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

しかし、その後も少子化や未婚・晩婚化の進行は止まらず、加えて、子育て家庭の孤立化や待機児童の増加等、新たな課題が発生してきたことから、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成 24 年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

その「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。

本町においては、平成27年3月に「太子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、「『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち　太子」を基本理念として、豊かな自然と地域の人たちに見守られ健やかに育つために、地域ぐるみで子どもを見守り育てていくことができるようなまちづくりを目指してきました。

今回、第1期計画の計画期間が終了することから、新たに「第2期太子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。本計画は、第1期計画に引き続き、子育て家庭に向けて妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく環境を整備するため、本町の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として策定するものです。

２．国の主な制度等の改正の動向

【平成 28 年度】

●子ども・子育て支援法の一部改正

1. 事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
2. 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引上げ

●児童福祉法の一部改正

1. 児童福祉法の理念の明確化等
2. 児童虐待の発生予防
3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
4. 被虐待児童への自立支援

●ニッポン一億総活躍プランの策定

「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、保育サービスを支える多様な人材の確保、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げる。

●切れ目のない保育のための対策

待機児童解消を推進するため、待機児童対策の横展開や受皿の整備、土地等の確保支援、保育人材の確保・保育サービスの質の確保、保護者や地域のニーズへの対応、多様な保育サービスの展開等の取組を明確化。

【平成 29 年度】

●子育て安心プラン

2020 年度末までに全国の待機児童解消し、2022 年度末までにM字カーブを解消（女性就業率 80％の実現）することを目指し、保育の受皿の拡大や保育人材の確保、保護者へ「寄り添う支援」の普及推進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した「働き方改革」等の取組を実施。

●新しい経済政策パッケージ

少子高齢化に対応するための「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした政策。「人づくり革命」では、幼児教育の無償化や待機児童の解消（子育て安心プランを 2020 年度末までに前倒し）、高等教育の無償化等の改革が盛り込まれている。

【平成 30 年度】

●子ども・子育て支援法の一部改正

1. 2020 年度末までの保育充実事業の実施
2. 都道府県及び関係市区町村等による協議会の設置
3. 教育認定子どもの利用者負担の引下げ

●新・放課後子ども総合プラン

「小1の壁」・「待機児童」の解消等を目指し、放課後児童クラブを 2021 年度末までに 25 万人分、2023 年度末までに 30 万人分を整備。放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業について、すべての小学校区で一体的又は連携して実施することや新規整備する際は学校施設を徹底活用すること、放課後児童クラブの「子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る」という役割の徹底等を目標として計画的な整備を進める。

●子ども・子育て支援法の一部改正

総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設（幼児教育・保育の無償化）。

３．計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第６１条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】
（市町村行動計画）
第８条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

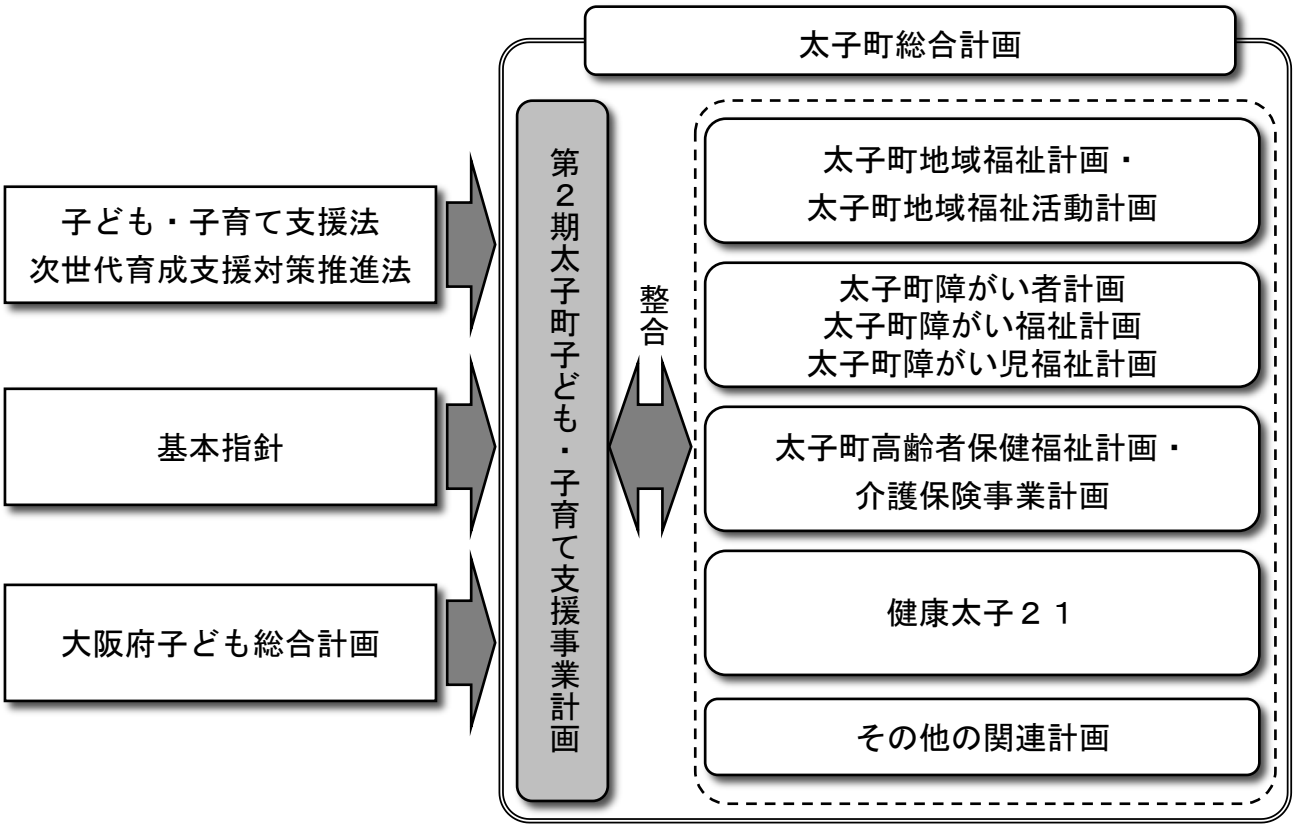

４．計画の期間

本計画は5年を1期とし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年（令和4年度）を目安として計画の見直しを行うものとします。

<table>
<tr><th>平成
31年度</th><th>令和
2年度</th><th>令和
3年度</th><th>令和
4年度</th><th>令和
5年度</th><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th></tr>
<tr><td>第1期
計画</td><td colspan="5">第2期太子町子ども・子育て支援事業計画</td><td>次期
計画</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

５．計画の策定体制

５－１．住民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズや意見を把握するため、町内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者の方々を対象として、住民ニーズ調査を実施しました。

調査対象	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査方法	郵送調査	
調査期間	平成 31 年2月	
配布数	567 票	559 票
回収数（有効回収率）	212 票(37.4%)	211 票(37.7%)

５－２．子ども・子育て会議での審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、住民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「太子町子ども・子育て会議」において計画の内容について審議しました。

５－３．パブリックコメントの実施

本計画の内容について、町民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

第2章

子どもと家庭を取り巻く環境

１．町の概況について

１－１．人口の推移

（１）人口の推移と推計

人口の推移と推計値をみると、総人口は減少し続けており、今後も減少していくことが見込まれています。令和元年は 13,374 人となっており、令和6年には 12,668 人と予想されています。

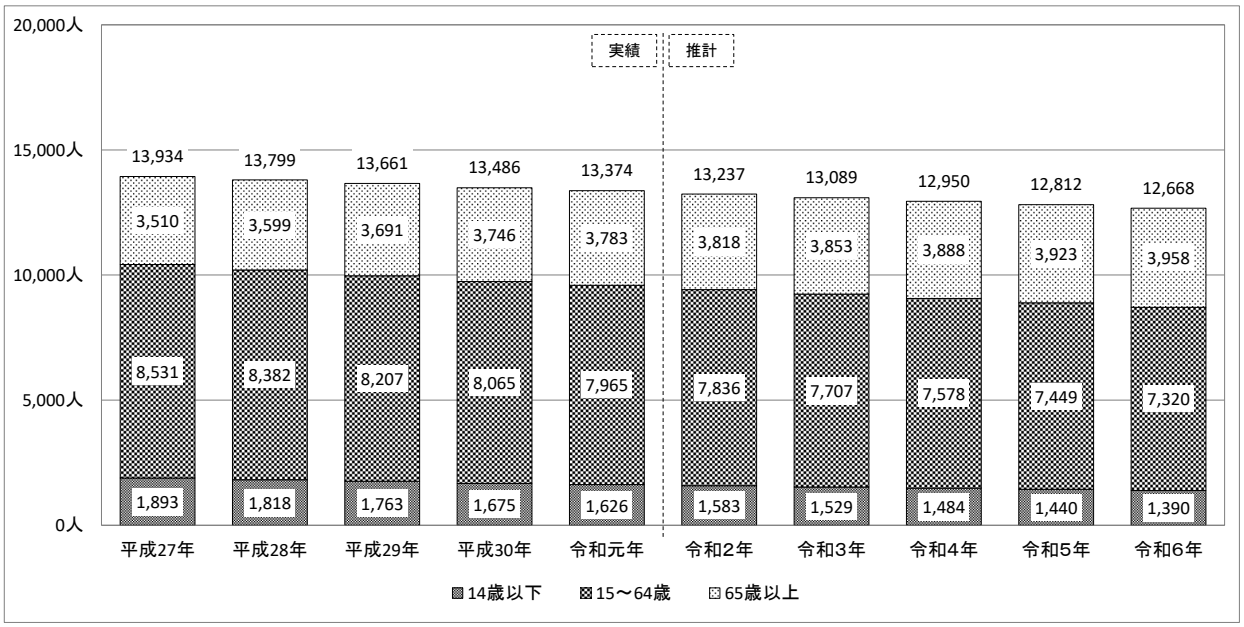

※令和元年までの実績値は住民基本台帳（各年5月１日時点）より。令和2年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究所の平成 30 年推計を基に調整したもの

（２）年齢３区分別の人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、「65 歳以上」が増加していく見込みであるのに対して、「15～64 歳」と「14 歳以下」は減少していく見込みとなっています。

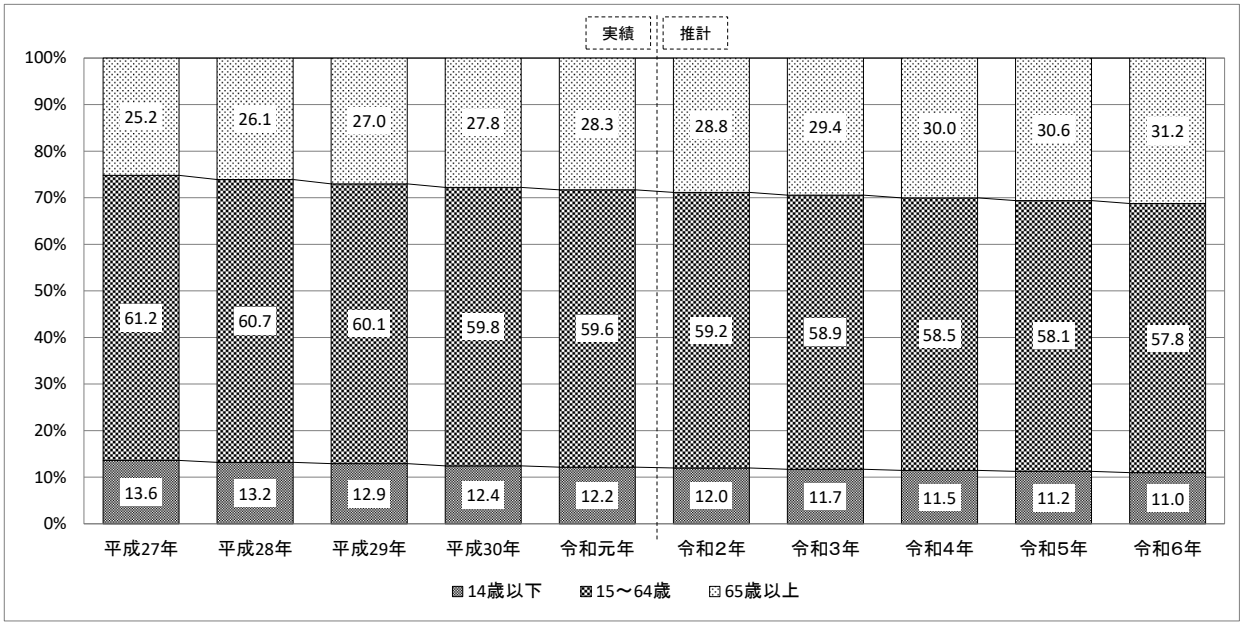

※令和元年までの実績値は住民基本台帳（各年5月１日時点）より。令和2年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究所の平成 30 年推計を基に調整したもの

（３）子どもの人口の推移と推計

0～5歳の子どもの人口推移と推計値をみると、総数は平成 30 年までは減少していたものの令和元年にやや増加して 566 人となっています。令和2年以降は再び減少傾向が見込まれており、令和6年には 452 人と予想されています。

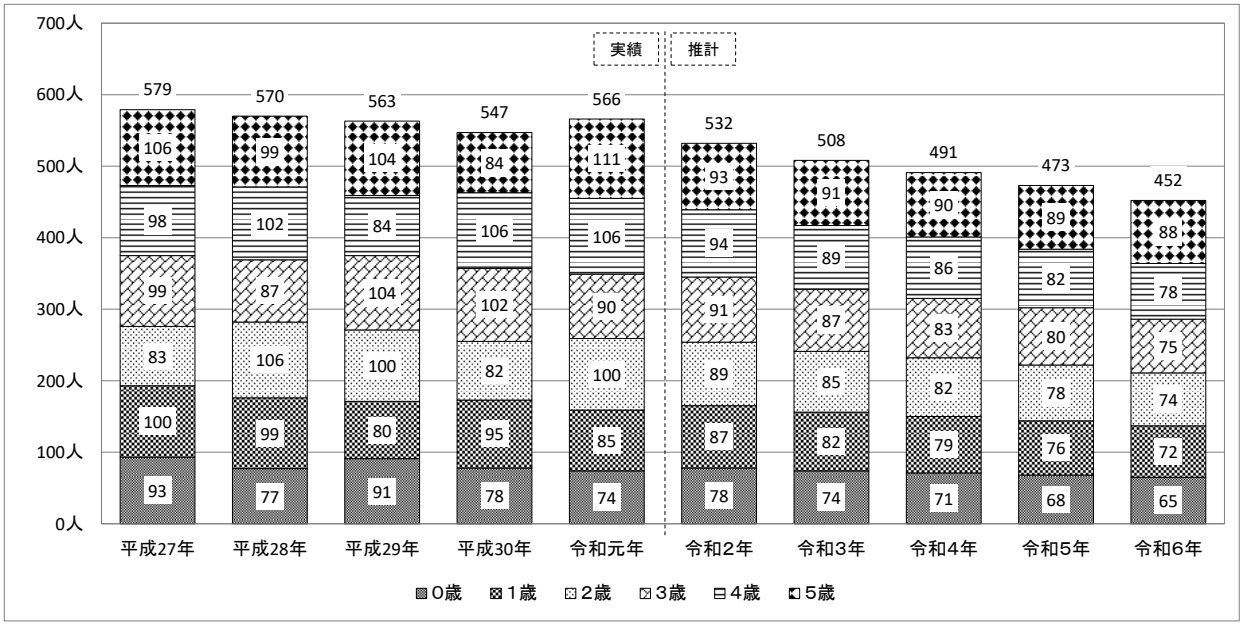

※令和元年までの実績値は住民基本台帳（各年5月１日時点）より。令和2年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究所の平成 30 年推計を基に調整したもの

１－２．一般世帯数等の状況

（１）一般世帯数と世帯構成の推移

一般世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成 27 年には 5,056 世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は年々減少しており、平成 27 年には 2.66 人となっています。

また、世帯構成の推移をみると、「核家族世帯数」と「単独世帯数」は増加傾向にありますが、「その他世帯数」は減少傾向となっています。

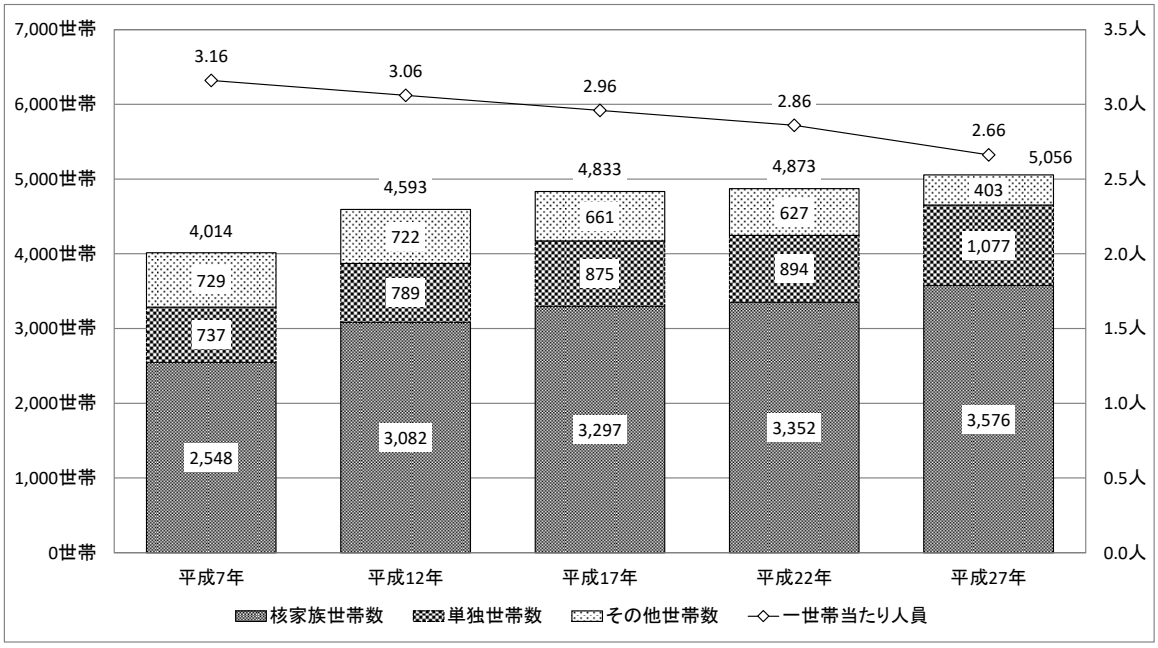

※国勢調査より

（２）母子・父子世帯数の推移

母子・父子世帯数の推移をみると、「母子世帯数」と「父子世帯数」ともに増加傾向にあり、平成 27 年には「母子世帯数」が 119 世帯、「父子世帯数」が 13 世帯となっています。

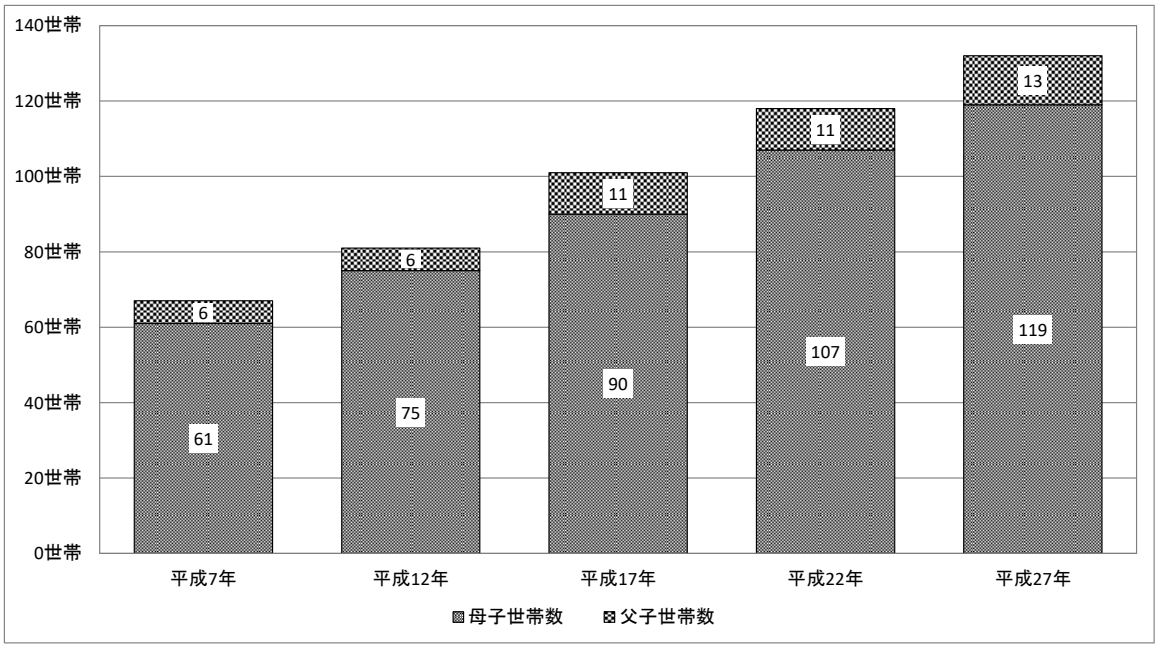

※国勢調査より

１－３．女性の労働力の状況

（１）年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率の推移をみると、「25～29 歳」以上で年々労働力率が高くなっており、働いている女性が増加していることが分かります。また、「30～34 歳」と「35～39 歳」辺りでみられていた落ち込みも年々ゆるやかになってきており、「55～59 歳」くらいまでは年齢による差が少なくなってきている状況がうかがえます。

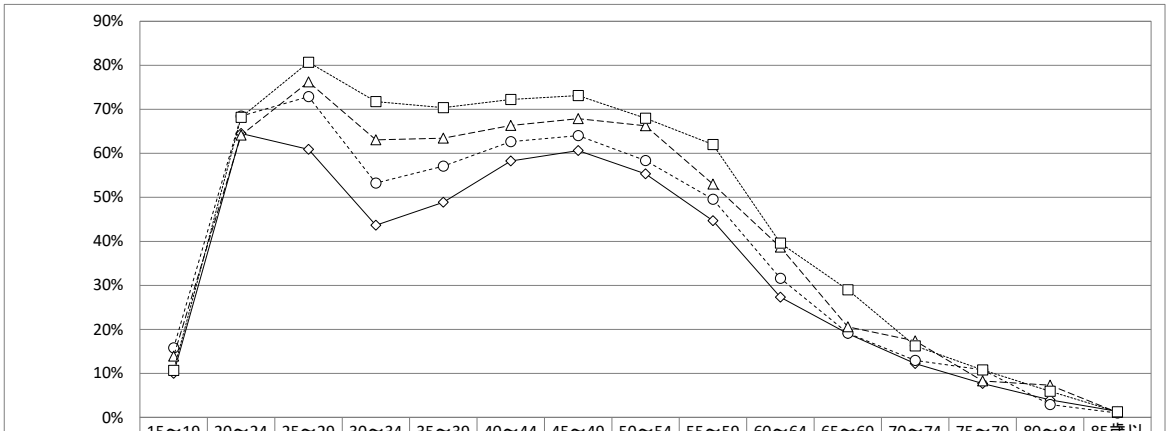

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成12年	10.0	64.5	60.9	43.7	48.9	58.3	60.6	55.3	44.7	27.3	19.0	12.2	7.7	4.0	1.4
平成17年	15.8	68.5	72.9	53.2	57.1	62.7	64.0	58.4	49.6	31.6	19.1	12.9	10.8	2.9	1.0
平成22年	13.9	64.1	76.2	63.1	63.4	66.3	67.9	66.3	53.0	38.7	20.6	17.4	8.3	7.3	1.1
平成27年	10.7	68.2	80.7	71.8	70.4	72.2	73.2	68.0	62.0	39.6	29.0	16.2	10.8	5.9	1.3

※国勢調査より

（２）未婚・既婚別の労働力率

平成 27 年の未婚・既婚別の労働力率をみると、「20～24 歳」から「35～39 歳」までは“未婚”の労働力率が高く、“既婚”との差が大きくなっています。

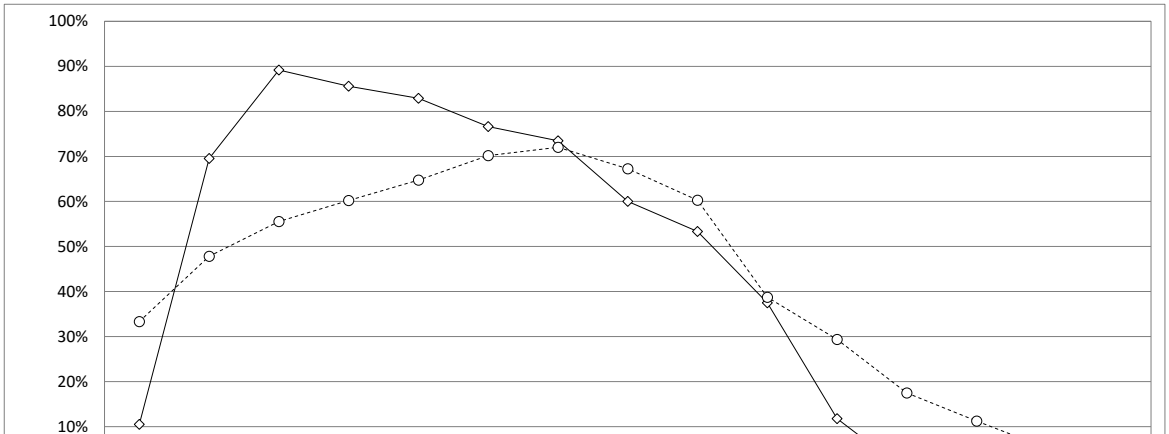

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
未婚	10.5	69.5	89.2	85.6	82.9	76.6	73.5	60.0	53.3	37.5	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0
既婚	33.3	47.8	55.6	60.2	64.8	70.2	72.0	67.3	60.3	38.7	29.4	17.5	11.3	5.3	2.0

※平成 27 年国勢調査より

（３）子どものいる一般世帯数と共働き世帯数の推移

子どものいる一般世帯数と、そのうちの共働き世帯数の推移をみると、「子どものいる一般世帯数」は減少傾向にあるのに対して、「共働き世帯数」はわずかに増加しています。また、「共働き世帯の占める割合」は年々増加しており、平成 27 年には 52.6%と半数を超えています。

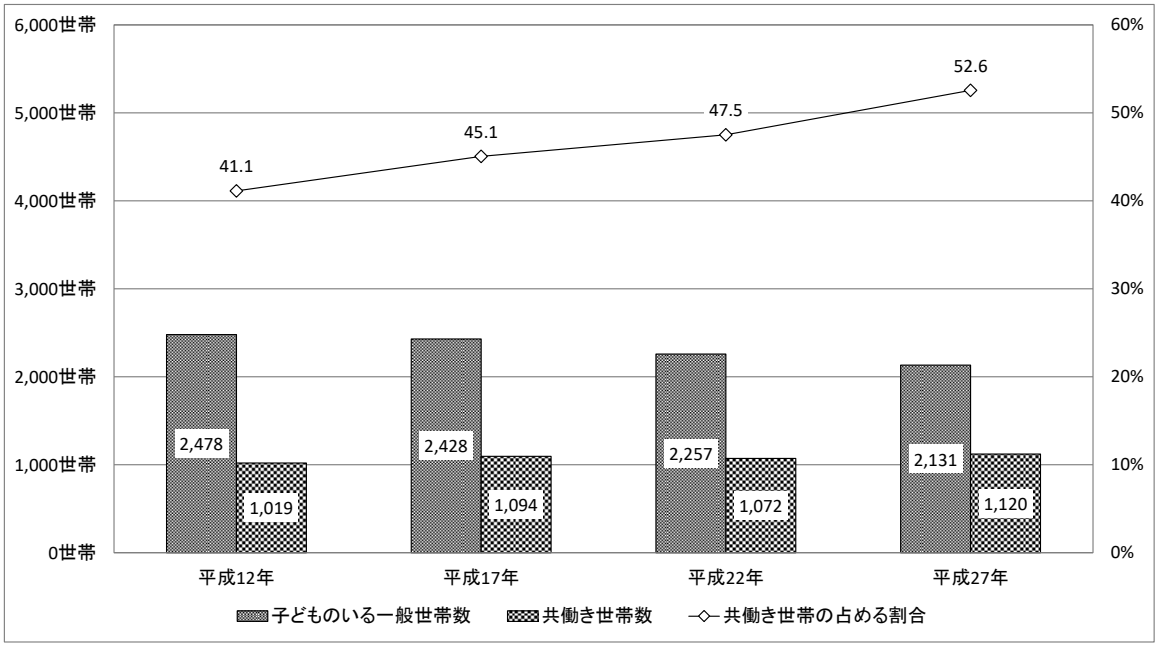

※国勢調査より

１－４．出生の動向

（１）出生数と出生率の推移

出生数と出生率の推移をみると、「太子町出生数」は増減しつつ推移しており、平成 29 年は 75 人となっています。「太子町出生率（人口千対）」も同様に増減しつつ推移しており、平成 25 年以降すべての年で「大阪府出生率（人口千対）」を下回っており、最大で3ポイント弱の差がみられました。

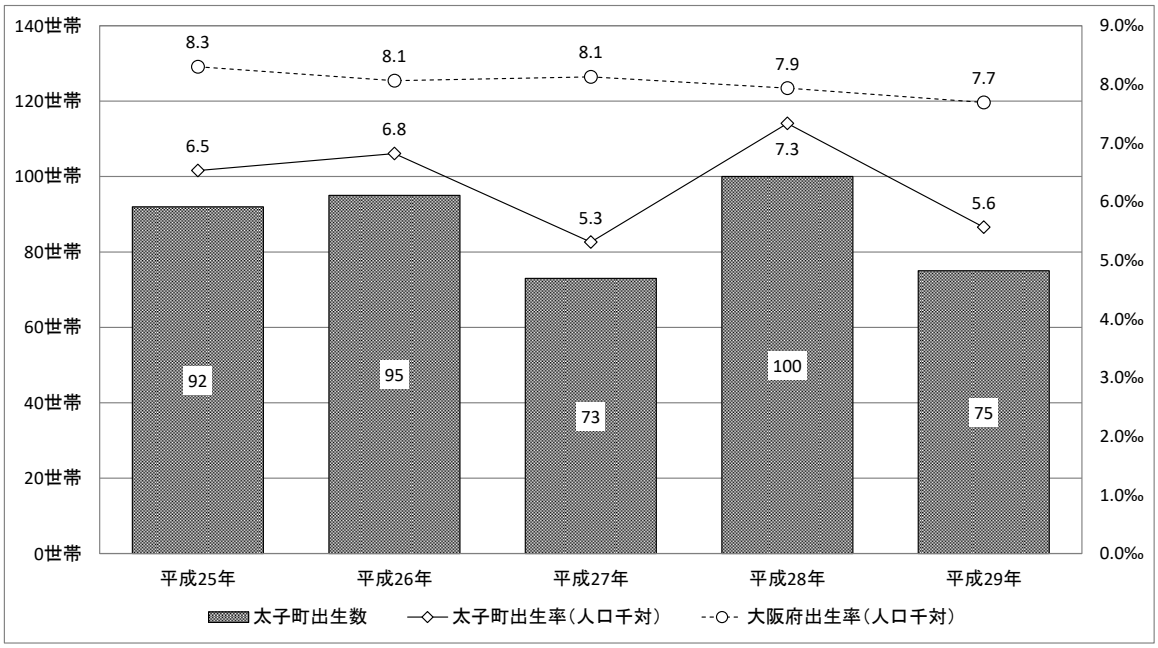

※大阪府人口動態調査より

（２）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、「太子町」は増減があるものの、「大阪府」と「全国」を下回っている年が多くなっており、平成 29 年は 1.27 となっています。

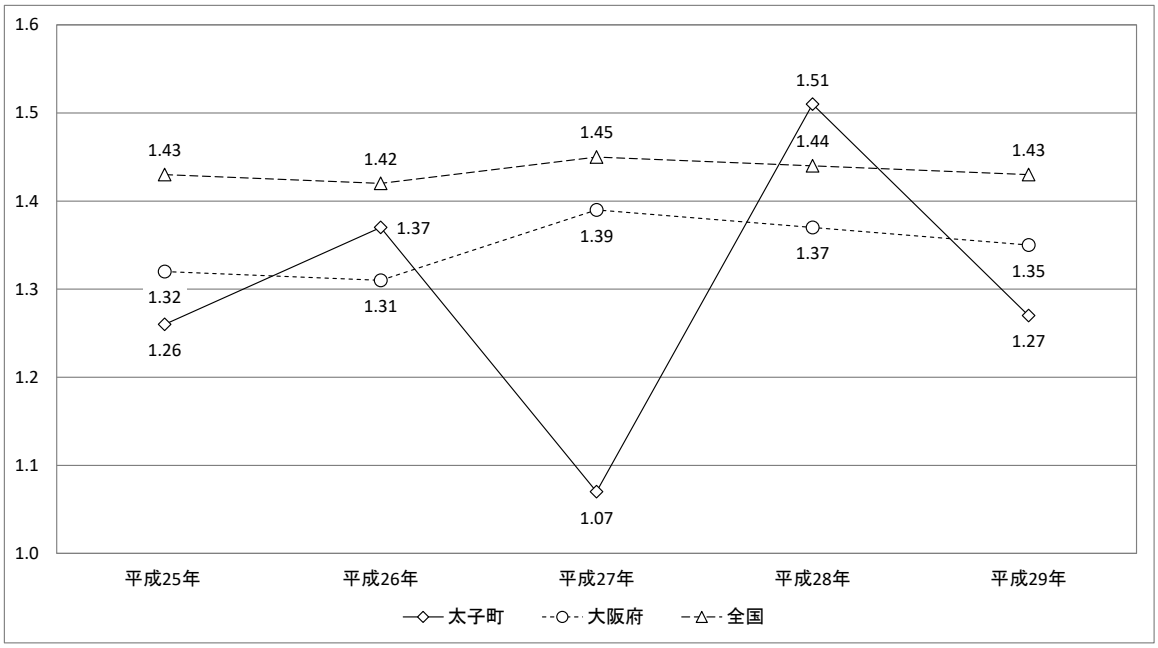

※国勢調査及び住民人権課作成資料より

２．保育サービス等の状況

２－１．認定こども園及び幼稚園

認定こども園及び幼稚園の利用者数は、平成 29 年度以降は 110 人台で推移しています。計画値と比較すると、平成 29 年度以降は少ない状態で推移しています。

■実績値（平成 31 年度は見込み。以下、同様）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	165 人	157 人	112 人	115 人	116 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	172 人	169 人	179 人	181 人	179 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	340 人	340 人	340 人	340 人	340 人

２－２．認定こども園及び保育所、地域型保育

認定こども園及び保育所、地域型保育の利用者数は、3歳～5歳は平成 29 年度に大きく増加しています。また、0歳は増減しつつ減少傾向で推移しており、1・2歳はやや増加傾向となっています。計画値と比較すると、3歳～5歳と1・2歳は計画値を上回っています。

■実績値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	3歳～5歳	109 人	107 人	162 人	165 人	167 人
	0歳	38 人	30 人	35 人	26 人	12 人
	1・2歳	87 人	89 人	95 人	100 人	100 人
実施か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

■第１期計画の計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	３歳～５歳	105 人	103 人	109 人	110 人	109 人
	０歳	33 人	32 人	32 人	32 人	31 人
	１･２歳	75 人	75 人	70 人	69 人	68 人
実施か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	３歳～５歳	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	０歳	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	１･２歳	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人

２－３．時間外保育事業

時間外保育事業の利用者数は年度によってばらつきがありますが、平成 29 年度以降は実施か所数の増加に伴って利用者数も増加しています。計画値と比較すると、利用者数が増加してからは、計画を上回る利用となっています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	86 人	65 人	151 人	135 人	150 人
実施か所数	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	96 人	95 人	95 人	95 人	94 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	96 人	95 人	95 人	95 人	94 人

２－４．放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の利用者数は、1～3年では平成 28 年度以降にやや減少傾向となっています。4～6年では平成 29 年度が少なかったものの、おおむね 20 人台で推移しています。計画値と比較すると、1～3年では大幅に上回っているものの、4～6年では半数程度となっています。

■実績値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	1～3年	143 人	164 人	157 人	145 人	128 人
	4～6年	26 人	22 人	12 人	29 人	27 人
実施か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

■第 1 期計画の計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1～3年	114 人	114 人	104 人	99 人	97 人
	4～6年	57 人	51 人	50 人	49 人	48 人
実施か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量		171 人	165 人	154 人	148 人	145 人

２－５．子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用者は、平成 29 年度に7人、平成 31 年度に6人の利用がある以外は0人となっています。計画値と比較すると、実施か所数は多くなっていますが、利用がない年が多くみられました。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	0 人	0 人	7 人	0 人	6 人
実施か所数	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所

※利用者数は年間延べ人数

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

※ニーズ量及び提供量は年間延べ人数

２－６．地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、やや増加傾向で推移しており、平成 31 年度は 366 回となっています。計画値と比較すると、平成 28 年度までは計画値をやや下回っていましたが、平成 29 年度以降は計画値を上回る利用となっています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用回数	316 回	334 回	348 回	368 回	366 回
実施か所数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※延べ利用回数は月間の延べ回数

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	369 回	368 回	347 回	343 回	339 回
実施か所数	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	369 回	368 回	347 回	343 回	339 回

※ニーズ量及び提供量は月間延べ回数

２－７．一時預かり事業

一時預かり事業の利用者数は、認定こども園と町立幼稚園ともに増減しつつ推移しています。計画値と比較すると、計画を大幅に上回る利用状況となっています。

■実績値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	認定こども園	－	－	12,150 人	11,906 人	13,532 人
	町立幼稚園	4,166 人	2,905 人	2,386 人	2,086 人	2,387 人
実施か所数		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※利用者数は年間延べ人数。また、認定こども園に移行する平成 29 年度より前の利用者数は不明

■第１期計画の計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	幼稚園の一時預かり	1,481 人	1,447 人	1,530 人	1,555 人	1,540 人
	幼稚園の定期的利用	1,088 人	1,063 人	1,124 人	1,142 人	1,131 人
	保育所等	2,506 人	2,485 人	2,415 人	2,405 人	2,378 人
実施か所数		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
提供量		5,075 人	4,995 人	5,069 人	5,102 人	5,049 人

※ニーズ量及び提供量は年間延べ人数

２－８．病児病後児保育事業

病児病後児保育事業は平成 30 年度の年度途中から実施しており、平成 31 年度は通年で 210 人の利用が見込まれています。計画値と比較すると、利用者数は計画値を下回っています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	－	－	－	95 人	210 人
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所

※利用者数は年間延べ人数

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	324 人	314 人	308 人	306 人	303 人
実施か所数	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量	0 人	0 人	308 人	306 人	303 人

※ニーズ量及び提供量は年間延べ人数

２－９．利用者支援事業

利用者支援事業は平成 28 年度から1か所で実施しています。計画値と比較すると、開始が1年遅れましたが、それ以降は計画値どおりの実施か所数となっています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

２－10．妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の利用者数はやや減少傾向となっています。計画値と比較すると、平成 28 年度以降はほぼ計画値どおりとなっています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	94 人	81 人	77 人	77 人	74 人

※利用者数は妊娠届出数

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	80 人	78 人	77 人	77 人	75 人
確保の内容	実施場所:医療機関、実施体制:委託				

２－11. 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の利用者数は増減しつつ推移しています。計画値と比較すると、平成 28 年度がやや多く、平成 29 年度がやや少ない以外は、おおむね計画値どおりとなっています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	78 人	92 人	69 人	79 人	74 人

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	80 人	78 人	77 人	77 人	75 人
確保の内容	実施機関:太子町、実施体制:保健師、助産師等による訪問				

２－12. 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の利用者数は、平成 28 年度以降は 10 人台で推移しています。計画値と比較すると、平成 28 年度以降は計画を上回る利用状況となっています。

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	5 人	12 人	16 人	13 人	15 人

■第１期計画の計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確保の内容	実施機関:太子町、実施体制:保健師、栄養士等による専門的助言、ヘルパーによる家事・育児支援				

３．ニーズ調査結果からみる現状

●子どもは「2人」の世帯が多くなっていますが、「3人」以上の世帯も少なくありません。また、祖父母が近くにいて、子どもを時々みてもらう等の支援を受けている家庭も少なくない状況がうかがえます。

【子どもの人数】

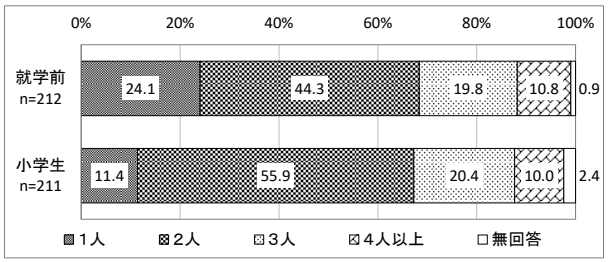

【子どもの同居人（抜粋）】

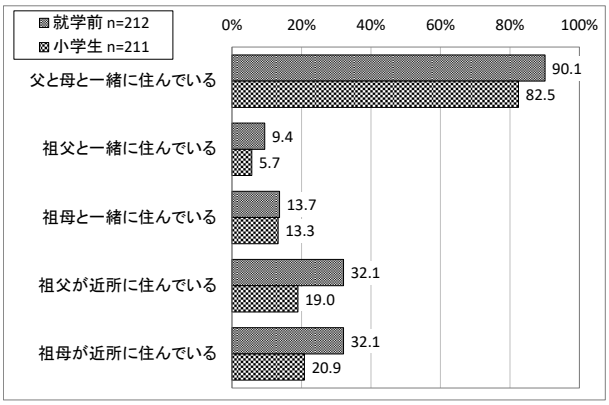

【子どもをみてもらえる人（抜粋）】

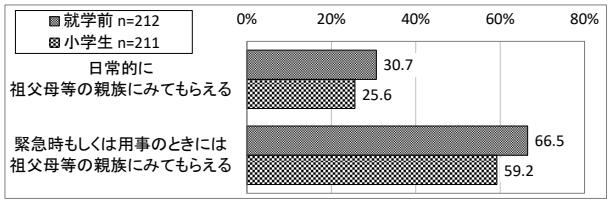

●就労している母親は就学前が6割、小学生で7割を超えています。「フルタイム」での就労は就学前と小学生ともに3割程度でしたが、「パート・アルバイト等」は就学前が3割弱、小学生で4割台半ばと少し差がみられました。

【母親の就労状況（一部合算）】

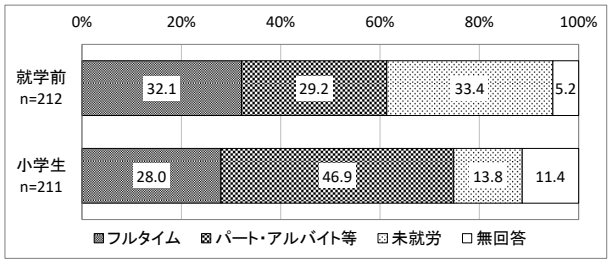

●平日に定期的に幼稚園や保育所等を「利用している」人は7割弱となっています。利用している施設・サービスでは、「認可保育所」と「認定こども園」が4割弱、「幼稚園」と「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の合計が2割台半ばとなっています。一方、平日に定期的に利用したい施設・サービスの希望は、「幼稚園」と「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」を合わせた利用希望が一番多く、次いで「認定こども園」となっています。また、現在未利用でも子どもがある程度の年齢になったら利用したいという人が少なくなく、就労している母親の増加等を考慮すると、定期的な利用ニーズは今後もある程度見込まれると考えられます。

【平日の幼稚園・保育所等の定期的な利用】

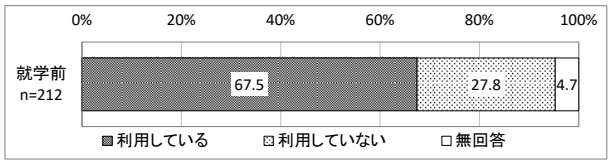

【利用している施設・サービス（抜粋）】

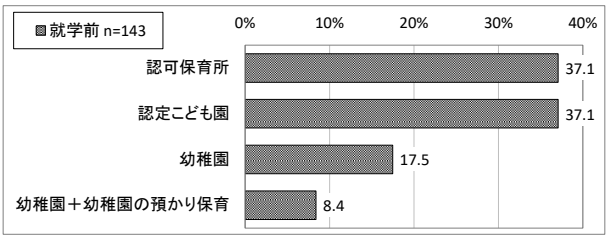

【利用したい施設・サービス（抜粋）】

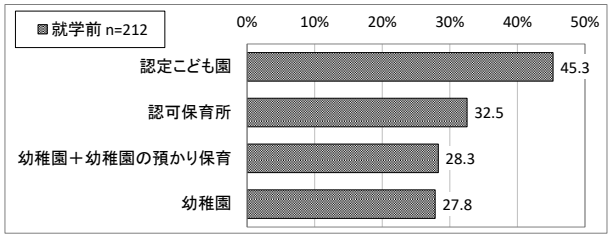

【定期的に利用していない理由（抜粋）】

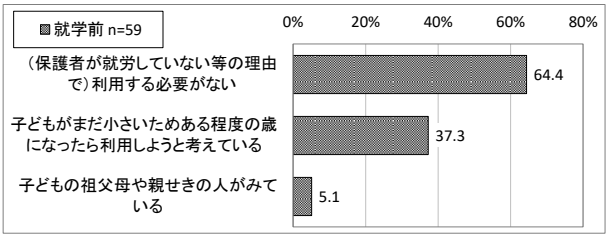

●就学前児童（5歳児）の放課後児童会の利用希望は、小学校低学年のうちは半数強、小学校高学年では2割台半ばとなっており、年齢が高くなると利用希望が減少しています。また、小学生の調査結果から、実際に放課後児童会を定期的に利用している人は2割強となっており、年齢別では低学年の利用率が高い傾向がみられたことから、利用ニーズもおおむね調査結果どおりに、低学年が高く、高学年はそれほど高くないと見込まれます。なお、就学前児童（5歳児）では、夏休み等の長期休暇中は利用を希望する人が多くなっています。

【５歳児保護者の放課後児童会利用希望】

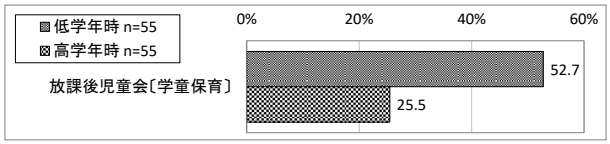

【放課後児童会の定期的な利用】

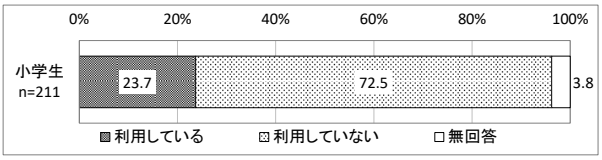

【放課後児童会の定期的な利用（年齢別）】

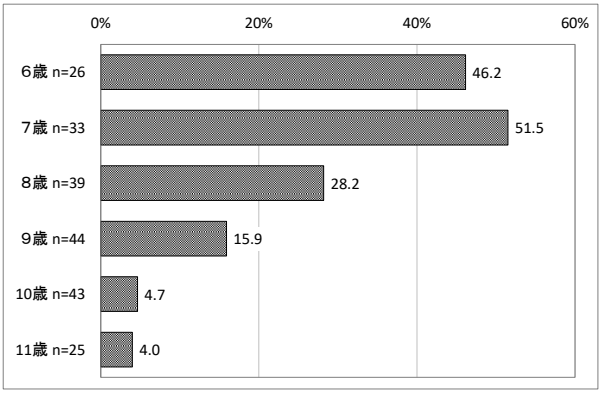

【５歳児保護者の長期休暇時の放課後児童会利用希望】

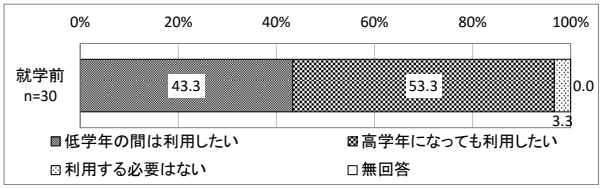

●育児休業については、母親は4割弱が取得しています。一方、父親は育児休業をほとんど取得していませんが、その理由をみると、他の支援がある場合や配偶者との分担という面がありつつも、取得しづらい又は経済的な不安等もみられました。

　また、母親は育児休業の期間を、実際の取得期間よりも長い期間を希望する人が多くなっていますが、経済的な不安等を感じている人もいると思われることから、育児休業給付や保険料免除の仕組み等の支援策を周知することも重要です。加えて、仕事と子育てを両立させるうえでの課題として、子どもと接する時間の短さをあげている人が少なくないため、親子の時間を確保することや育児休業を取得しやすくする支援策等を検討していくことが求められています。

【就学前児童保護者の育児休業取得状況】

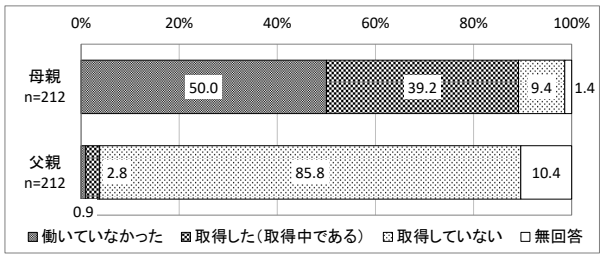

【父親の育児休業未取得の理由（抜粋）】

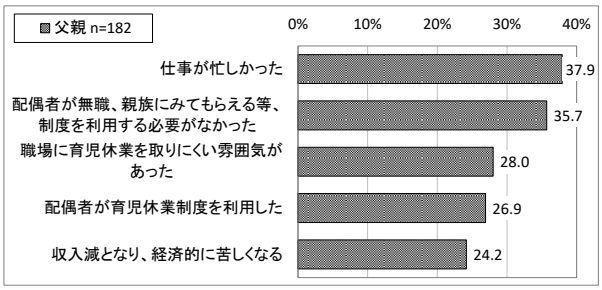

【母親の育児休業取得期間】

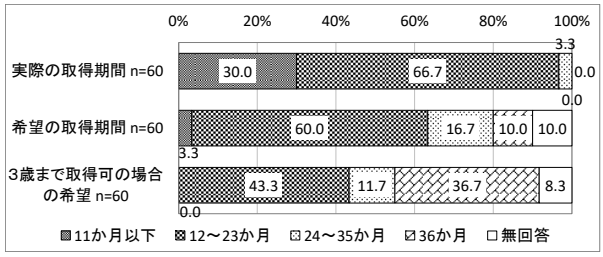

【育児休業給付や保険料免除等の認知状況】

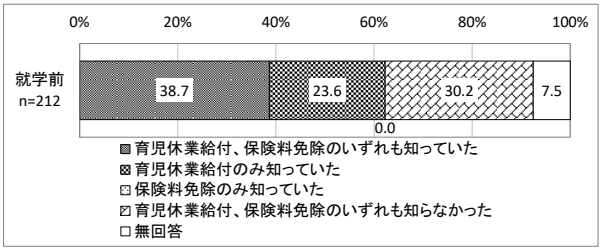

【仕事と子育てを両立させるうえでの課題（抜粋）】

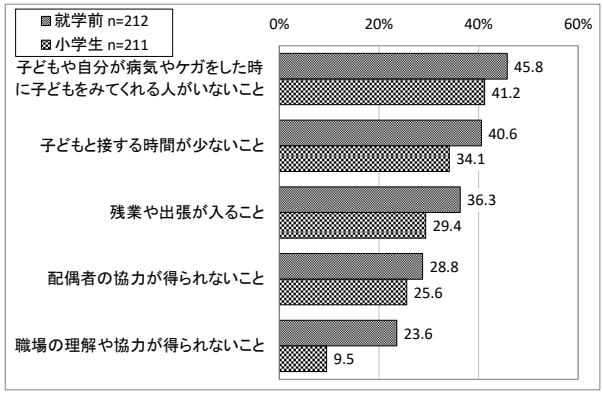

●子どもの遊び場については就学前、小学生ともに同じ傾向がみられており、居住地域の遊び場に満足していない人が多く、特に雨の日に遊べる場所がないことや遊具が充実していないことに不満を感じている人が多くなっています。役場等に充実してほしい子育て支援サービスでも、親子が集まれる屋外・屋内施設の整備が上位にあげられており、遊び場の整備に取り組んでいくことが求められています。

【居住地域の遊び場の満足度】

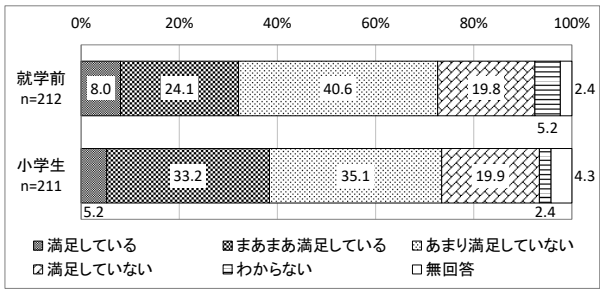

【遊び場について日頃感じること（抜粋）】

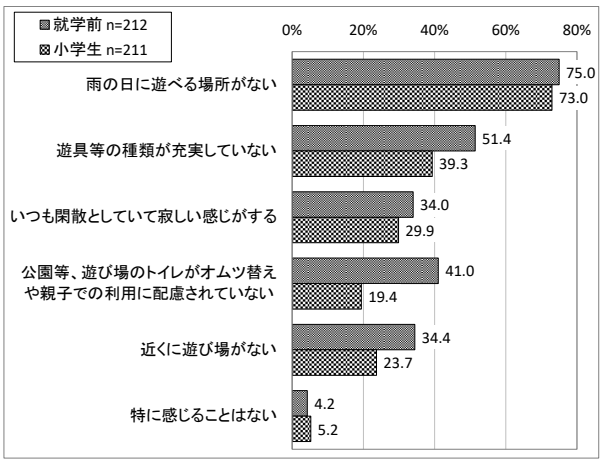

【町役場等に充実してほしい子育て支援サービス（抜粋）】

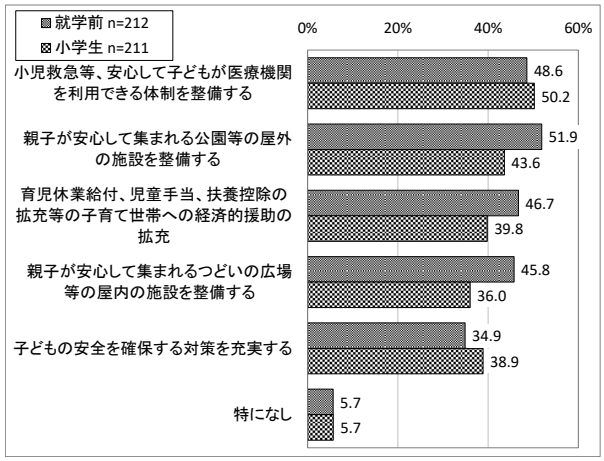

●子育てに対する意識では、子育てを楽しいと感じている人が多くなっているものの、同時につらさも感じている人が少なくないため、子育てに有効及びつらさを解消するために必要な支援策であげられている取組を推進することが重要です。その際、就学前と小学生の保護者では、あげられている支援策が多少違うことに注意する必要がありますが、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備はどちらでも上位にあげられていたため、町としてどういった支援が可能であるかを検討していく必要があります。

　また、自身に関する悩みでは、子育ての出費がかさむことや自分の時間が十分に取れないことがあげられており、経済的な負担や仕事・家事等による忙しさが子育ての不安となっている状況がうかがえます。

一方、子育てが地域の人に支えられていると感じている人が多くなっており、特に同じ世代の子どもを持つ保護者同士の支え合いが重要な役割を果たしていると考えられるため、こうした部分への支援を検討していくとともに、地域の人に支えられていると感じない保護者に向けた支援を検討していくことが大切です。

【子育てが楽しいかつらいか】

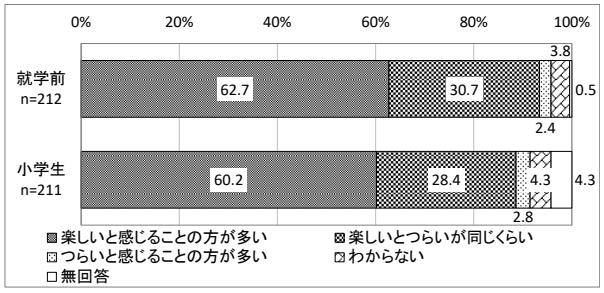

【（就学前）子育てに有効・必要な支援策（抜粋）】

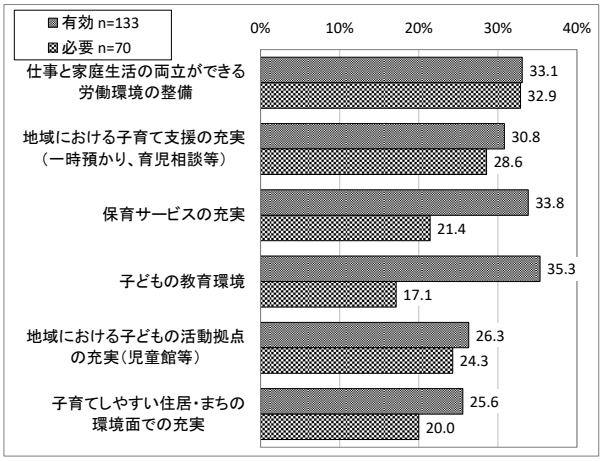

【（小学生）の子育てに有効・必要な支援策（抜粋）】

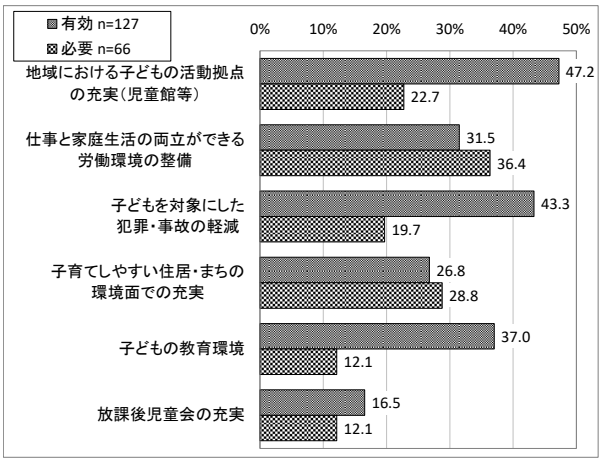

【自身に関して悩んでいること等（抜粋）】

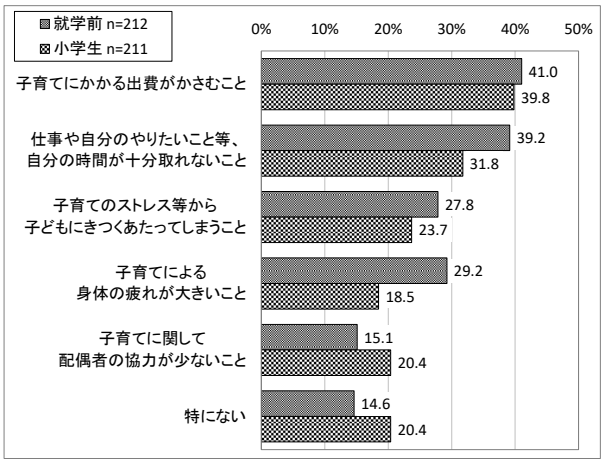

【子育てが地域の人に支えられているか】

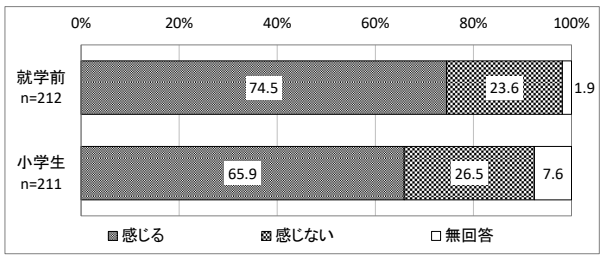

【子育てを誰から支えられていると感じるか（抜粋）】

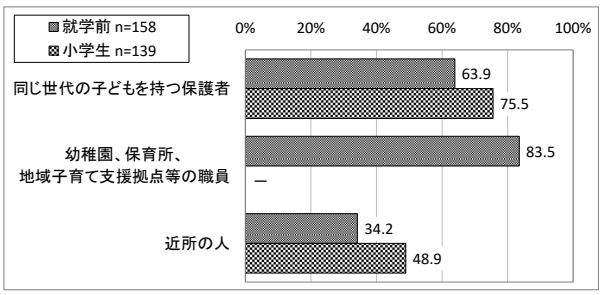

４．第１期計画期間における取組状況

４－１．基本目標１　子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

（１）子どもの健やかな成長支援について

■取組状況

・母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児を対象とした健康診査等の充実を図り、安全な出産や子どもの健やかな成長を支援した。

・子育てに関する様々な訪問指導や相談支援を実施し、保護者の育児不安の解消や負担の軽減に取り組んだ。

・大阪府や近隣市町村と連携して小児医療体制の充実に努め、早期発見・治療の促進や子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組んだ。

■今後に向けて

・母子健康手帳交付時の要支援者の発見やその後の保健指導の充実、訪問指導及び集団健診の利用促進や指導方法の検討、病院等との連携強化等が課題となっている。

・様々な手段・機会を活用した事業の周知・啓発や興味をひく指導方法の導入を検討することが重要である。

・地域や関係機関と連携して継続的な支援を行うことが重要である。

・専門的な相談や気軽な相談等、多様なニーズに対応していくことが求められている。

（２）子どもの個性と創造性を育む環境整備について

■取組状況

・福祉教育による支え合いの精神の育成や親子で参加できる催しの実施による親子の交流機会の創出に取り組んだ。

・図書室の整備・充実を図り、本とふれあう機会を提供した。

・子どもや子どもに係る人々の人権教育に取り組み、人権意識の向上を図った。

・地域における様々な活動を支援し、地域での子どもの健全育成と世代間交流を促進した。

・自然とふれあう活動を支援し、郷土文化の理解や自然環境の維持につなげた。

■今後に向けて

・様々な活動における講師やリーダー、役員等、活動を支える人々の育成や確保が困難になっていることや少子化による参加者の減少、保護者の負担増加等が課題となっている。

・活動内容や組織形態等を検討し、変化に対応していくことが重要である。

・活動の周知・啓発等を通じて、活動内容の重要性の周知や無関心層へのアプローチに努め、活動の活性化を図ることが重要である。

（３）子育てと仕事の両立支援について

■取組状況

・保育所や幼稚園等における延長保育、病児保育や一時預かりの実施、途中入所の支援、放課後児童会の運営等、保育サービスの充実を図った。

・男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等に関する周知・啓発に取り組んだ。

■今後に向けて

・放課後児童会の指導員の安定的な確保等、適切な運営に努めることが重要である。

・働き方改革等の働く上での新たな考え方や、問題等に関する周知・啓発に取り組むことが求められている。

４－２．基本目標２　地域全体での子育て支援の推進

（１）子育て支援のネットワークづくりについて

■取組状況

・ホームページ等による情報提供や様々な講座・教室の実施を通じて、育児支援及び仲間づくり・地域でのネットワークづくりを推進してきた。

・子育てボランティアの育成及び民生委員児童委員・主任児童委員や関係機関等と連携して、地域における支援体制の充実を図った。

■今後に向けて

・ホームページ等の利便性向上や情報に自らアクセスしてこない人への伝達方法の検討等が課題となっている。

・子育てボランティアの高齢化が進んでおり、地域ぐるみでの子育てボランティアの育成が必要となっている。

・民生委員児童委員等、身近な地域で活動する人々の支援として、町民に向けた活動内容の周知・啓発や人材の発掘・育成等に取り組むことが重要である。

（２）地域の子育て相談・支援体制の推進について

■取組状況

・平成 29 年に子育て世代包括支援センターを設置し、保護者の妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの切れ目のない子育て支援に取り組んでいる。

・遊び場の開放や集いの場の充実を図るとともに、就学や教育等に関する相談への丁寧な対応を行うことで、保護者の仲間づくりや相談体制の充実等につなげてきた。

・子育て支援に関する冊子等を配布し、情報提供の充実を図った。

■今後に向けて

・切れ目のない支援の更なる充実を目指して、関係各課や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

・子育て世代包括支援センターや遊び場・集いの場の周知を図り、多くの人に利用してもらえるよう努めることが重要である。

・手に届きやすい情報発信手段や興味を持ってもらえる内容を検討していくことが重要である。

（３）子どもの安全の確保について

■取組状況

・交通安全対策や地域における防犯対策を推進してきた。

・子どもの登下校時の見守り活動等によって、子どもの安心・安全の確保に努めた。

■今後に向けて

・関係各課や関係機関との連携強化を図り、交通安全や防犯対策に引き続き努めていくことが重要である。

４－３．基本目標３　すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

（１）ひとり親家庭への自立支援の推進について

■取組状況

・大阪府富田林子ども家庭センターや近隣町村と連携し、相談支援及び情報提供、就労支援等を実施してきた。

・医療費の助成や福祉資金貸付制度の周知等を実施し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組んだ。

■今後に向けて

・必要な人に適切な支援が届くよう、取組や制度の周知・啓発、柔軟な実施体制の構築等に努めていくことが重要である。

（２）障がいのある子どもの施策の充実について

■取組状況

・保育所や学校等において、個々の状況に合わせた適切な支援の実施に努めた。

・経済的負担の軽減を図るため、各種の助成や手当の支給を行ってきた。

・地域における行事等で交流機会を提供し、地域における障がい者理解の促進を図った。

・相談支援の充実を図り、適切なサービスの利用促進及び発達支援につなげてきた。

■今後に向けて

・より適切な支援を行っていくためには、関係各課や関係機関だけでなく、保護者等の当事者も含めた連携を強化していくことが重要である。

・様々な取組や制度があることの周知に努め、適切なサービス利用をより促進していくことが重要である。

（３）子どもの人権と権利擁護の推進について

■取組状況
・人権に関する講演会等の啓発活動の定着や近隣町村と連携した相談体制の充実を図った。 ・児童虐待に関して関係各課・関係機関との情報共有や職員の資質向上等を図った。 ・学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、学校内の問題への対応強化に努めた。

■今後に向けて
・人権啓発に広く取り組むことが重要であり、相談支援の周知・啓発や職員の資質向上に努めていく必要がある。

５．太子町の子ども・子育てを取り巻く課題

本町の子どもを取り巻く現状や、ニーズ調査結果、第1期計画における取組状況等を踏まえ、本町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

●社会情勢の変化への対応

本町では人口減少及び少子高齢化が続いており、出生数はおおむね 100 人弱で推移していますが、子どもの人数は今後も引き続き減少していくものと見込まれています。また、一般世帯及びひとり親世帯は増加傾向が見込まれており、核家族化の更なる進行とひとり親世帯の引き続きの増加が予想されます。

こうした状況を踏まえ、多様な子育て支援を実施していけるよう、庁内及び関係機関・団体等との情報共有体制や連携の強化に努めていくことが重要です。

●安心して子育てできる環境の整備と切れ目のない支援体制の構築

幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、潜在的な需要の掘り起こしが想定されます。加えて、潜在的な需要の喚起により待機児童が増加する可能性も考えられることから、それに応えられる幼児教育と保育環境の整備に、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、子どもの成長・発達の状況によって、子育てに関する悩み事は異なるものであるため、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健や教育等の分野をまたいで連携しつつ、切れ目のない支援を実施していくことも求められています。

●働く親への支援の充実

女性の労働力率は年々上昇しており、特に 25 歳から 69 歳までの上昇が目立っています。加えて、既婚者の労働力率は年齢とともに増加する傾向がみられ、25歳以上では50%以上となっています。子どものいる一般世帯数に対する共働き世帯の割合が増加していることや、ニーズ調査の結果等を踏まえると、今後も引き続き、就労している母親や共働き世帯はある程度の割合を占めていくものと考えられます。

ニーズ調査では仕事と家庭生活の両立に向けた支援策を求める声が少なくなく、子育てをしながら柔軟に働くことができるよう、多様な保育ニーズに応える体制づくりや育児休業を取得しやすくする支援策、ワーク・ライフ・バランスにつながる支援策等の推進が求められています。

●地域における子育て支援体制の強化

ニーズ調査からは、子育てが地域の人に支えられていると感じている人が多くなっており、特に保護者同士や近所の人から支えられていると感じている人が多くなっています。その一方で、子育てに関してつらさやストレスを感じている人も少なくありません。

子育てに有効・必要とされている支援策では、「地域における子育て支援の充実」や「地域における子どもの活動拠点の充実」等が少なくない割合を占めていることから、地域において様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、引き続き、地域の人々の子育て支援への意識の醸成や地域における子育て支援のネットワークづくり等の強化等に努めていくことが重要です。

また、地域における子育て支援の情報が多くの人に届くよう情報提供体制の充実を図るとともに、子育てが地域の人に支えられていないと感じている人に対しても支援が届けられるよう検討していくことも大切です。

●子どもの安心・安全につながる取組の充実

第1期計画において、子どもの安全確保や権利擁護等の取組を推進してきており、ある程度の成果がみられましたが、ニーズ調査では子どもの医療体制や教育環境の整備が求められていたことから、虐待防止や障がいのある子どもへの支援等を含めて、今後も引き続き、すべての子どもが尊重されるよう、様々な支援策の情報提供や周知・啓発、職員の資質向上に取り組んでいくとともに、交通安全対策や防犯対策等に努めていくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

１．基本理念

子ども・子育て支援は、次代を担う子どもたちの成長と子育てを社会全体で支援し、社会を構成する一人ひとりが子どもを一人の人間として尊重することで、親が安心して子どもを産み、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

本計画の上位計画である「第5次太子町総合計画」では、「人と自然と歴史が交流し　未来へつなぐ　和のまち　“たいし”」を基本理念として、「『和』のまちづくり」の精神を生かし、様々な分野の取組を推進しています。

また、第1期計画では、「『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち　太子」を基本理念として、豊かな自然を生かして地域ぐるみで子どもを見守り育てていくまちづくりを推進してきました。

本計画の策定にあたってとりまとめた本町の子ども・子育てを取り巻く課題では、少子高齢化への対応や地域で子どもを安心・安全に育てられる環境の整備、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの周知・啓発等があげられていました。

本計画においては、これまでの考え方や取組を継承し、「『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち　太子」を基本理念として、本町の豊かな自然や多くの歴史遺産等を生かし、地域ぐるみで子どもを見守り、健やかな成長を支援するとともに、子どもの基本的人権を尊重するまちづくりを目指して、おおむね 18 歳までの子ども及び子育て家庭、それに関係する機関・団体等に対する支援を推進します。また、これまで以上に質の高い教育・保育や子育て支援サービスの充実を図ることで、子育て世代の定着促進等、本町における少子化対策に取り組んでいきます。

『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち　太子

２．基本的な視点

本計画を推進するにあたり、「『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち　太子」という基本理念に基づき、すべての施策に共通する基本的な視点として、以下の3つを設定します。

すべての子どもの「和」を育てます
子育て家庭の「和」を守ります
地域の子育て支援の「和」をひろげます

３．基本目標

基本目標１　子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を行うとともに、子どもたちが自ら考える力や社会性、豊かな人間性等を身につけられるよう、教育環境の整備や学習・交流機会の創出に努めます。

また、子育てと仕事が両立される社会を目指して、保護者や事業主への周知・啓発や環境整備の働きかけ等に取り組みます。

基本目標２　地域全体での子育て支援の推進

子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支えていくため、地域が主体の子育てへの関わりや様々な交流機会を設け、子育て家庭の孤立防止や子育て世代包括支援センターを中心とした相談・情報提供体制の強化に努めます。

また、子どもが安全・安心な生活を送れるよう、地域における交通安全や防犯の取組を推進します。

基本目標３　すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

子どもと子育て家庭をめぐる問題は多様化しているため、そのニーズに合わせた適切な支援や負担の軽減を図るとともに、子どもの人権が尊重されるよう周知・啓発等の取組を推進します。

また、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に向けて、相談支援の充実や周知・啓発等に努めます。

４．施策の体系

【基本理念】

『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち　太子

- 基本目標１　子どもが健やかに、心豊かに育つための支援
  - 施策の方向（１）子どもの健やかな成長支援
  - 施策の方向（２）子どもの個性と創造性を育む環境整備
  - 施策の方向（３）子育てと仕事の両立支援
- 基本目標２　地域全体での子育て支援の推進
  - 施策の方向（１）子育て支援のネットワークづくり
  - 施策の方向（２）地域の子育て相談・支援体制の推進
  - 施策の方向（３）子どもの安全の確保
- 基本目標３　すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進
  - 施策の方向（１）ひとり親家庭への自立支援の推進
  - 施策の方向（２）障がいのある子どもの施策の充実
  - 施策の方向（３）子どもの人権と権利擁護の推進
  - 施策の方向（４）子どもへの虐待防止対策の強化

まっちゃんと親子であそぼう

第4章

施策の展開

基本目標１．子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

施策の方向（１）子どもの健やかな成長支援

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を行うため、庁内及び関係機関等との連携強化を図りつつ、親子を対象とした健康診査・保健指導等の充実や妊娠・出産・育児に関する教育・体験機会の提供、相談体制の強化等に努めます。また、育児負担を軽減するために、ヘルパー派遣についても検討を進めています。

さらに、緊急時等を含めて、妊産婦や乳幼児が適切な医療を受けられるよう、関係機関等と連携しつつ医療体制の整備に努めます。加えて、様々な手当や医療費・健診費用等の助成を通じて、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

※表内の「新規」は第１期計画策定後に開始した事業、「継続」は第１期計画から継続して行う事業、「拡充」は第１期計画から継続して行う事業のうち、内容や規模を拡大して行う事業です。

No.	事業名	取組内容	
1	子育て世代包括支援センター	保護者の妊娠期から子どもが 18 歳になるまで切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、様々な支援を行います。	新規
2	母子健康手帳交付	手帳交付時に保健師による面接を実施し、安全な出産、出産後の子育て支援の情報等を提供します。	継続
3	特定不妊治療費の助成事業	体外受精及び顕微授精による不妊治療を行っている夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図ります。	新規
4	妊婦健康診査	妊婦健康診査における公費負担を行い、妊婦の健康管理を促すとともに妊娠期の経済的負担を軽減します。平成 31 年度からは、多胎妊婦の受診券を追加しています。	継続
5	妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健診における公費負担を行い、妊婦のお口の健康管理を促すとともに妊娠期の経済的負担を軽減します。	新規
6	妊婦訪問指導	支援が必要な妊婦やその家庭に対して、利用者支援計画を作成し、個別に地区担当の保健師・助産師・管理栄養士による訪問を行います。	継続

No.	事業名	取組内容	
7	プレママ・パパ教室	出産、子育てに関わる知識や情報を提供し、母親の妊娠期からの友達づくりや父親の育児参加の促進を図ります。	継続
8	ウエルカムベビー事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業において、出産祝い品を贈呈します。	新規
9	ＳＵＮＳＵＮルーム	乳幼児の体重がいつでも測定できるように、体重計・おむつ交換台・授乳コーナーを常設しています。	新規
10	ＳＵＮＳＵＮ ほっとママさぽーと	助産師による母乳相談や訪問・来所・電話相談等を実施し、妊娠期から産後までのサポートを行います。	新規
11	産後あんしんケア さぽーと	医療機関において、育児不安の高い生後４か月未満の赤ちゃんとママの心身のケアが受けられます。（日帰り型・宿泊型：有料）	新規
12	ファーストベビー講座	第１子（生後２～６か月）を育てる母親を対象に、仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を目的として講座を実施します。	継続
13	乳幼児健康診査・ 歯科健康診査	産後１か月児から３歳６か月児までを対象として、健康診査や歯科健康診査を行っています。また、生活や発達面の相談も実施しています。	継続
14	子育て相談	保健師・保育士等、専門職による育児相談を実施します。	継続
15	就学相談・教育相談	子どもの発達や不登校・学習・進路・家庭や学校での生活に関すること等、子どもやその家族の悩みを相談できる体制の充実に努めます。	継続
16	管理栄養士による相談	管理栄養士による食に関する相談を実施します。	継続
17	食育事業	子どもが健やかに成長するために食生活を豊かにすることを推進します。	拡充
18	こころほぐしの会	マタニティブルーや産後うつを抱える妊産婦、また、育児不安や子育ての悩みについて、保護者の心の健康をサポートします。	新規
19	すくすく健診	経過観察が必要な乳幼児を対象に、医師等による二次健診、相談を行います。	継続

No.	事業名	取組内容	
20	すくすく相談	経過観察が必要な乳幼児等を対象に、臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士等による発達相談を行います。	継続
21	赤ちゃん会	１歳６か月未満の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談、育児講座等を行い、交流の場を提供します。	継続
22	おひさま広場	未就園児とその保護者を対象に、自由に遊べる場を提供し、子育て相談や親子で楽しめるイベントを行います。	新規
23	すこやかホール開放	就学前の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談を行い、交流の場を提供します。	継続
24	子育て応援プログラム「ふわり」	子育て中の保護者を対象に、子育てのイライラを解消するためのプログラムを提供します。	新規
25	地域子育て支援センター事業ひなたぼっこ	子育て家庭等の育児不安等についての相談や子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に向けた育児支援を行います。	継続
26	こんぺいとう広場	未就園児とその保護者を対象に、園庭開放を実施します。	継続
27	子育て応援イベント	父親の育児参加を促進し、母親の孤立化防止や育児支援を図ることを目的として、親子一緒に参加できるイベントを行います。	新規
28	うさちゃん教室	１歳６か月児健康診査において、発達面に不安のある保護者と幼児を対象に、遊びを通した発達支援を行います。	継続
29	くまさん教室	２歳６か月児歯科健康診査において、発達面に不安のある保護者と幼児を対象に、遊びを通した発達支援を行います。	継続
30	未熟児訪問指導	2,500ｇ未満の低出生体重児や未熟児を対象として、保健師による訪問指導を行います。	継続
31	新生児訪問指導	生後 28 日までの新生児のいる家庭を対象として、助産師・保健師による訪問指導を行います。	継続

No.	事業名	取組内容	
32	乳幼児訪問指導	乳幼児のいる家庭を対象として、保健師・管理栄養士による訪問指導を行います。	継続
33	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	乳児家庭全世帯を対象として、保健師・助産師が訪問を実施します。	継続
34	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して継続的に訪問し、専門職による助言やヘルパーによる家事育児支援を行います。	継続
35	たいしくんスマイル事業	親子の健康意識の向上を図るために、楽しみながら健康づくりに取り組み、健康や子育てに関する各種イベントへの参加促進を目的として実施します。	継続
36	事故予防啓発	４か月健診集団指導時に事故予防についての講習を実施し、パンフレットを配布します。	継続
37	予防接種	感染症予防を目的に、予防接種法に基づき、定期接種の実施及び一部任意接種のワクチン接種費用の助成を行います。	継続
38	助産施設	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を受入れます。	継続
39	休日診療所の開設	富田林市立休日診療所に委託し、休日における応急的な医療を提供します。	継続
40	小児急病診療体制	南河内南部広域小児急病診療体制（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）のもと、小児夜間救急医療の受入れを実施します。	継続
41	南河内二次救急医療圏における二次救急医療体制	休日夜間二次救急診療体制の確保のため、南河内の病院の協力を得て、市町村消防の救急搬送と休日診療所からの受入れを行います。	継続
42	初期救急医療体制	救急医療の要請が特に多い夜間のケガや急病に対応する初期救急医療体制を、医療機関と消防署の協力を得て、南河内広域体制で実施します。	継続

No.	事業名	取組内容	
43	子ども医療費助成制度	医療保険に加入している０歳（出生日）から中学校卒業（15 歳の誕生日以降最初の３月 31 日）までの子どもに「子ども医療証」を交付し、医療費を助成します。（医療保険適用の医療費の自己負担額の一部と食事療養費の自己負担額の全額を助成）	継続
44	未熟児養育医療給付	種々の未熟性があるため家庭保育が困難で入院治療を必要とする未熟児に対して、入院治療における医療費を助成します。（医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成）	継続
45	児童手当	中学校修了までの児童を養育している人を対象として、児童手当を支給します。	継続
46	多子世帯保育料等補助事業	０～２歳児の保育料について、所得及び年齢による制限を設けずに、第２子は半額、第３子以降は無償とします。ひとり親、障がい児（者）のいる世帯に対しても国の基準を拡大して保育料を補助します。	新規
47	副食費補助事業	教育・保育施設を利用する３～５歳児の副食費自己負担分について、4,500 円を上限に補助を行います。	新規
48	入学祝品贈呈事業	小中学校入学時に祝い品を贈呈します。	新規

施策の方向（２）子どもの個性と創造性を育む環境整備

子どもから次代を担う青少年まで幅広い世代が、自分で考え、選択する力を遊びや体験を通して身につけられるよう、自然とのふれあい等の多様な体験活動や親子のふれあう機会の充実を図ります。さらに、学校等との連携強化に努めて、児童・生徒に向けた様々な教育機会の提供や教育の質の向上に取り組みます。

また、社会性や他人を思いやる心等の豊かな人間性を育み、成長していく中でも健全な人間関係を築いていけるよう、地域の様々な人々との交流機会創出と世代間交流を推進します。

No.	事業名	取組内容	
1	福祉教育及び福祉体験学習の推進	中学生を対象に福祉施設の訪問、職業体験、車いす体験等を行います。	継続
2	親子体操教室	親子で体を使った遊びの交流をします。	継続
3	夏休み親子映画会	親子のふれあいを目的として、映画の上映会を実施します。	継続
4	学校開放事業	地域スポーツクラブ活動の振興のため、小中学校の校庭、体育館を放課後及び休日に登録スポーツクラブに開放します。	継続
5	子どもの人権を守る部会　コンサート等	大人と子どものふれあいを目的として、コンサート等を実施します。	継続
6	おはなしひろば	絵本の読み聞かせや人形劇等を通して、本への興味・感心を引き出します。	継続
7	図書室の整備、充実の推進	図書室の整備・充実を推進します。また、すべての子どもに向けて読書のきっかけとなる様々な場や親子で参加する機会を提供し、図書室の利用促進を図ります。	継続
8	特色ある学校づくり推進事業	子どもたちの「個性と創造性」を育むために、町立の小中学校や幼稚園が、国際交流や放課後のクラブ活動の充実等、魅力ある学校（園）づくりを推進し、特色ある教育活動の一層の充実を図っていきます。	継続
9	教職員人権研修の充実	教職員の人権意識のより一層の向上を図り、子どもたちの指導にあたります。	継続

No.	事業名	取組内容	
10	幼稚園・保育所・小学校の連携	保育・教育について共通理解が図れるように、保育所と幼稚園、幼稚園と小学校との交流を図ります。	継続
11	太子町リーダー会	町内の中学生以上で構成された団体である太子町リーダー会が、野外活動等を通じ小学生と接することで、地域間や年齢差等による隔たりを無くすような事業を展開します。	継続
12	青少年指導員と青少年の交流事業	青少年指導員と青少年の交流を図ることを目的として、様々なイベント等を実施します。	継続
13	青少年関係団体の連携	青少年関係各種団体間の連携を図り、意見交換会等を通じ、青少年を取り巻く現状と青少年健全育成に対する理解を促進します。	新規
14	青少年指導員会	町の青少年健全育成の中心的な存在として、青少年の健全育成のための事業や子どもを守る活動を実施します。	継続
15	地域活動事業	地域における幅広い活動を通じて、地域住民の主体的な子育て支援活動や世代間交流等を促進します。	継続
16	スポーツ・レクリエーション事業	既存のイベントや大会、スポーツ普及活動、各種スポーツ教室を実施し、スポーツ振興に取り組みます。	継続
17	文化祭	日頃取り組んでいる芸術・文化活動での成果や作品を発表する機会として文化祭を実施します。	継続
18	ふれあいＴＡＩＳＨＩ	「みんなで遊ぼう」をメインテーマに、ステージ、模擬店、体験ゾーンの３つで構成される交流イベントを開催し、子どもから大人までのふれあいの場づくりに取り組みます。	継続
19	太子聖燈会	聖徳太子の和の精神を尊び、聖徳太子御廟のある叡福寺を中心として１万個のろうそくが燈され、子どもたちの郷土意識の醸成に寄与します。	継続

No.	事業名	取組内容	
20	竹内街道灯路祭り	竹内街道の「にぎわいづくり」とともに、風情あるたたずまいを次代に継承します。「灯路祭り」は灯ろうを沿道に並べライトアップして「再発見と地域の魅力づくり」の契機とし、地域の子どもたちが自然と歴史に関心を持つような仕組みづくりを行い、街道に親しむ機会を提供します。	継続
21	たいし聖徳市	住民の交流とふれあいの場づくりや地域の活性化を目的として、住民手づくりの青空市と子どもたちが参加できるイベントを実施します。	継続
22	歴史資料館事業	小中学生の郷土への理解を深めるため、子ども向けの歴史体験事業を開催します。	継続
23	大道旧山本家住宅事業	町内の古民家を保存し、町民の体験学習や展示会、発表会、コンサート等の場として活用し、郷土文化の理解を深めます。	継続
24	二上山岳のぼり	二上山を美しくするために、町の「自然を守る会」会員や一般の参加者、子どもたちが参加し、清掃をしながら山登りをします。岳のぼりは昔から続けられている行事で、伝統行事として継承していきます。	継続
25	アドプトリバー唐川	唐川の美化清掃活動やホタルの保護・育成活動を推進し、毎年唐川のホタル鑑賞会を行っています。	継続

施策の方向（３）子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事が両立され、柔軟な働き方が選択できる社会を目指して、多様な働き方に対応した保育サービス等の充実を図るとともに、事業主等へ向けたワーク・ライフ・バランスの考え方等の周知・啓発に取り組み、関係機関・団体等と連携を取りながら子育て家庭に配慮した職場環境の整備を促進します。

また、家庭や職場を含めて社会全体において、男女が固定的な役割分担意識にとらわれることなく、協力して子育てや仕事に取り組める意識の醸成を図ります。

No.	事業名	取組内容	
1	保育環境の充実	多様なニーズに合うように、保育内容の見直しや親子同士の交流促進に取り組み、保育環境の充実を図ります。	継続
2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して子どもを預かる事業を実施します。	継続
3	乳児保育事業	生後３か月～の乳児の保育を実施します。	継続
4	病児保育事業 （体調不良児対応型）	児童が通常保育中に微熱を出す等、体調不良になった場合において、保護者が迎えに来るまでの間保育所で緊急的な対応を行う事業を実施します。	新規
5	一時預かり事業 （幼稚園型）	幼稚園及び認定こども園（１号認定）の在園児を対象として、教育標準時間の開始前や終了後及び夏休み等の長期休業期間中に子どもを預かる事業を実施します。	継続
6	放課後児童会	昼間に保護者が家庭にいない小学校児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。	継続
7	途中入所支援事業	産前産後の保育所への入所や産後の職場復帰、求職活動のための途中入所の充実を図ります。	継続
8	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭内で児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由で緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一定期間養育・保護を行います。	継続

No.	事業名	取組内容	
9	男女共同参画社会の形成	性別による固定的な役割分担意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てする意識の啓発を図ります。	継続
10	あらゆる職場における男女平等に向けた条件整備	性別により差別されることなく、安心・納得して働き続けられる公正な待遇の確保対策を推進し、男女雇用機会均等法に基づき公正な待遇が確保されるよう、事業主に対し法制度の周知徹底を図ります。	継続
11	多様な就業形態における条件整備	パートタイム労働者の均衡待遇に向けた確保対策を推進し、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善を図り、通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保するため、パートタイム労働法について事業主等に対して周知徹底を図ります。	継続
12	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方の見直しを進め、家事や育児を行えるよう住民や企業に対して、育児休業の普及・啓発を行い、取得を促進することで、仕事と生活の調和を実現できるように取り組みます。	継続
13	子育て休業後の親の再就職支援	太子町地域就労支援センターによる就労支援を実施します。就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施し、ハローワーク等と連携しながら再就職を支援します。	継続
14	再掲子育て応援イベント	父親の育児参加を促進し、母親の孤立化防止や育児支援を図ることを目的として、親子一緒に参加できるイベントを行います。	新規

基本目標２．地域全体での子育て支援の推進

施策の方向（１）子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭が社会や地域において孤立しないよう、保護者同士の交流機会の提供や地域の遊び場等の情報提供体制の強化を図ります。

また、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進していくため、地域で活動している様々な関係機関や団体等との連携強化を図り、地域の幅広い年代にわたる多様な人材を生かして、地域で子どもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりに取り組みます。

No.	事業名	取組内容	
1	子育てサービスに関する情報提供	子育てに関するサービス等の情報を、子育てガイドマップやホームページ、広報を活用して情報提供を行います。	継続
2	再掲プレママ・パパ教室	出産、子育てに関わる知識や情報を提供し、母親の妊娠期からの友達づくりや父親の育児参加の促進を図ります。	継続
3	子育てボランティアの育成	子育てボランティアを育成し、子育て支援事業を実施します。	継続
4	再掲ファーストベビー講座	第１子（生後２～６か月）を育てる母親を対象に、仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を目的として講座を実施します。	継続
5	再掲赤ちゃん会	１歳６か月未満の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談、育児講座等を行い、交流の場を提供します。	継続
6	公民館等の有効活用	地域住民の交流の場としての活用を促進します。また、小学生や親子を対象とした講座を開催し、子どもたちの創造力を育みます。	継続
7	子ども家庭サポーターの活用・養成	保護者の子育てにおける悩みや育児不安、孤立感等を取り除き、安心して子育てができるように、地域の中で気軽に何でも相談できる子ども家庭サポーターの活用・養成に努めます。	継続

No.	事業名	取組内容	
8	民生委員児童委員・主任児童委員活動	児童の健全な育成を図るため、民生委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者の連携を推進します。また、必要な情報収集・提供を行いながら、地域における身近な相談者としての認知度を高めるため、活動しやすい環境整備と支援を行います。	継続
9	子育て支援 地域ネットワーク会議	保育園・幼稚園・小中学校や子育て支援課等、子どもに関わる関係機関が集まり、情報共有と課題の解決に向けた取組を行います。	新規

施策の方向（２）地域の子育て相談・支援体制の推進

子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実を図るとともに、地域で活動している団体等と連携・協働し、親子の居場所づくりとして遊び場や交流の場を提供し、保護者と子どものつながりづくりを支援します。

また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。

No.	事業名	取組内容	
1	再掲子育て世代包括支援センター	保護者の妊娠期から子どもが 18 歳になるまで切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、様々な支援を行います。	新規
2	再掲こんぺいとう広場	未就園児とその保護者を対象に、園庭開放を実施します。	継続
3	再掲おひさま広場	未就園児とその保護者を対象に、自由に遊べる場を提供し、子育て相談や親子で楽しめるイベントを行います。	新規
4	再掲すこやかホール開放	就学前の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談を行い、交流の場を提供します。	継続
5	再掲地域子育て支援センター事業ひなたぼっこ	子育て家庭等の育児不安等についての相談や子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に向けた育児支援を行います。	継続

No.	事業名	取組内容	
6	すこやかホールの貸出	子育てサークルにすこやかホールの貸出を行います。	継続
7	子育てボランティアの活動	子育てイベント等で子どもの遊びを提供する活動を行います。	継続
8	「健康のために」の全戸配布	健康増進課の各事業を一覧にまとめた「健康のために」を全戸配布します。	継続

施策の方向（３）子どもの安全の確保

子どもが安全･安心して地域で生活を送れるよう、保護者や地域の団体等と連携して、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。

また、警察等の関係機関と連携して、交通安全や防犯対策の充実に努めます。

No.	事業名	取組内容	
1	違法駐車をなくすための推進	町広報紙や防災行政無線にて違法駐車をしないよう啓発を行うとともに、警察と連携し違法駐車対策に努めます。	継続
2	子どもの見守り活動	「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成に努め、子どもの安心・安全の向上を図ります。	継続
3	ＰＴＡ活動	登校時における交通安全の誘導・見守りを行います。 新入学児童を対象に防犯ブザーを配布します。 子ども 110 番運動として協力家庭にタペストリーを配布し、子どもたちが登下校時等に不審者に出会う等、危険を感じた時に助けを求める緊急避難場所を確保するとともに犯罪抑止に努めます。	継続
4	交通安全講習会	歩く時の注意等、実技を通じて道路に潜む危険性等について学ぶため、交通安全教室を実施します。	継続
5	防犯教室	犯罪に巻き込まれないように、防犯について学ぶため、警察と連携し、防犯教室を実施します。	継続
6	防災対策	「自分の命は自分で守る」という観点に立ち、災害から身を守る行動について、町防災訓練や地域における各種訓練での啓発を推進するとともに、防災教育の充実に努めます。	継続

基本目標３．すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

施策の方向（１）ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭の様々な悩み事等へ対応していくため、情報提供体制と相談体制の強化に努めます。

また、経済的な負担の軽減を通じて自立を支援していくことは、親から子への貧困の連鎖の防止にもつながるため、医療費の助成や貸付制度等を周知し利用を促進するとともに、ハローワーク等と連携して就労に向けた支援を実施します。

No.	事業名	取組内容	
1	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の自立に必要な情報を提供するとともに、相談体制の充実に努めます。	継続
2	ひとり親家庭のための就労相談の充実	ひとり親家庭の父親・母親の自立のために就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施し、ハローワーク等と連携を取りながら就労を支援します。	継続
3	児童扶養手当	ひとり親家庭の父母、又は父母にかわって児童を養育している人に、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されます。	継続
4	ひとり親家庭医療費助成制度	医療保険に加入している 18 歳の誕生日以降最初の３月 31 日までの児童及びその子を監護するひとり親（父又は母、その子を養育する養育者）に「ひとり親家庭医療証」を交付し、医療費を助成します。（医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成）	継続
5	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付の制度の周知に努めます。	継続

施策の方向（２）障がいのある子どもの施策の充実

障がいや発達の偏り・遅れ等で支援を必要とする子どもとその家族が、地域の一員として安心して生活ができるよう、相談支援や情報提供の充実を図るとともに、医療機関を始めとした関係機関・団体等と連携・協働し、多様なニーズに応じた療育や教育支援の体制強化に努めます。

また、地域における啓発活動や様々な人々との交流活動を通じて、健全な社会性の成長発達を促すとともに、経済的な支援を実施することで保護者の負担軽減を図ります。

No.	事業名	取組内容	
1	障がい児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障がいのない子どもとともに集団生活をすることで、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	継続
2	南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業	心身等に障がいがあり、地域の歯科診療所において診療が困難な方への歯科診療・口腔衛生指導等を行います。	継続
3	重度障がい者医療費助成制度	医療保険に加入している者で、身体障害者手帳１・２級、又は療育手帳Ａ、又は精神障害者保健福祉手帳１級、又は療育手帳Ｂ１と身体障害者手帳（３～６級）の両方を所持しているか、特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（又は特別児童扶養手当）１級に該当している、所得が制限内の人に「重度障がい者医療証」を交付し、医療費を助成します。（医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成）	継続
4	育成医療給付	身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするため手術等の治療を受けることによって確実な治療効果が期待できるものを対象として、医療費を助成します。	継続
5	特別児童扶養手当	20 歳未満の政令で規定する障がいの程度にある児童を監護している父母、又は父母にかわって児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	継続
6	障がい児福祉手当	20 歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して手当を支給します。	継続

No.	事業名	取組内容	
7	太子町心身障がい者 児童・生徒教育給付金	特別支援学校の小中学部及び町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。	継続
8	障がい者施設と 地域の交流活動	障がい者施設が地域に開かれた存在となるよう、障がい者（児）や地域住民との交流や社会福祉協議会主催のふれあいイベント等の実施や参加促進に努め、障がい者理解やノーマライゼーションを推進します。	継続
9	障がい児相談支援事業	障がい児及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続
10	障がい福祉サービス基盤の充実及び相談体制の整備	相談支援事業を指定相談事業所に委託し、24 時間相談ができる体制を整備し、障がい者（児）の相談に対応します。	継続
11	スポーツ・レクリエーション活動への参加支援	ボランティアの協力によりスポーツ・レクリエーション活動への参加支援を行います。	継続
12	障がい者ふれあい スポーツ大会	障がい者ふれあいスポーツ大会等、障がい者（児）が参加できる事業を開催します。	継続
13	身近な地域における リハビリテーション システムの構築	身近な地域におけるリハビリテーションシステムを構築するため、地域支援センターと保健所が連携し、市町村、医療機関、介護・福祉施設等との連絡を図ります。また、リハビリテーションを中心とする医療・介護等に関する相談、必要な連携・調整を行います。	継続
14	ポニー教室	発達支援の必要な子どもに対して、少人数制グループによる療育教室を実施します。	継続
15	発達障がい巡回相談事業	町内各学校園や保護者に対し、支援が必要な子どもの対応について、臨床心理士等の相談員が専門的な助言を行います。	継続
16	個別支援プログラム	就学前の子どもや小学生の生活及び行動面でのつまずきや気がかりに対して、発達支援プログラムを提供します。	継続
17	サポートブックの配布	発達支援の必要な子どもたちが、ライフステージが変わっても切れ目のない支援を受けられるよう、サポートブックを配布します。	新規

No.	事業名	取組内容	
18	障がい児の保護者支援	障がい児の保護者を対象に、研修会や情報提供を行います。	拡充
19	医療的ケア児等 コーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児等への支援を行います。	新規

施策の方向（３）子どもの人権と権利擁護の推進

子どもは大人と同じ一人の人間であり、社会を構成する主体であると認識し、体罰によらない子育てへの理解や子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めるとともに、子ども自身もお互いを尊重しあい、思いやることができるよう、家庭や地域、関係機関等と連携・協働して、すべての町民への人権教育や相談支援を推進します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校における児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、教育に関する保護者の負担軽減等の子どもの貧困対策にも取り組んでいきます。

No.	事業名	取組内容	
1	学習支援	子育て連携支援員を配置し、子ども及びその家庭の生活支援を行い、学習ができる環境を整える等の支援を行うとともに、対象児童に対し、学校の勉強や進学に向けた準備、卒業後の進路・就労に向けた支援等を含め、学習面での支援を実施します。	新規
2	就学援助	経済的な理由で小中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品等の援助をします。	継続
3	人権啓発推進大会・ 講演会	子どもの人権を含め「誰でも、自由に、平等に」対話することを前提として、すべての人の権利が尊重されるよう啓発に努め、人権問題の根本的解決を目指して「人と人とが互いに尊重し、受け入れるまちづくり」を進めることを目的として実施します。	継続
4	人権相談	差別的言動、インターネット上の人権侵害、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、ＤＶ、いじめ等に関する様々な問題についての相談を実施します。	継続

No.	事業名	取組内容	
5	不登校に対する相談及び支援体制の整備	不登校の未然防止及び不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、小中学校が連携して一人ひとりの状況に応じた対応を行います。特に小学校段階で不登校の兆しのある児童への指導強化を図ります。また、適応指導教室「和みルーム」による不登校生の支援を行います。	継続
6	適応指導・教育相談事業	適応指導教室の運営や教育相談をもとに、問題のある児童・生徒に対する相談・支援を行い、問題行動の早期発見及び未然防止を図ります。	継続
7	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーの小中学校への配置・派遣により、問題行動の早期発見及び未然防止を図ります。	継続
8	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒が抱える教育課題に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用した支援等、多様な支援方法を用いて課題解決に努めます。 また、児童・生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたること等から、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置します。	継続
9	いじめ等学校問題支援チーム事業	いじめ等生徒指導上の問題等、学校だけでは解決が困難な教育課題に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者等の外部有識者からなる「学校支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行います。	継続

施策の方向（４）子どもへの虐待防止対策の強化

子どもに対する虐待は、心身の健やかな成長を脅かし、生涯にわたって重大な影響を及ぼすことから、関係機関等と連携して児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化を図ります。特に、産後初期の母子や育児不安を抱える保護者等、支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援等を行い、保護者の不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防に努めます。

また、児童虐待に気付いた場合の通報義務等、児童虐待防止についての周知・啓発に取り組みます。

さらに、子ども家庭総合支援拠点の設置を目指し、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援の充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	
1	要保護児童対策 地域協議会	児童虐待等の要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の問題に対し、地域の各関係機関及び団体が連携を密にし、児童虐待等の予防、早期発見から要保護児童等とその家族への支援にいたるまで、有機的な連携に基づいた支援方策、支援システムを検討し虐待の予防等を推進します。	継続
2	児童虐待防止対策 組織体制の充実	児童虐待防止対策として、専門的知識を有するケースワーカー等の配置を行い、さらに高度な専門性を持ったスーパーバイザー(専門的助言者)からの援助を受けられるようにし、児童虐待の防止対策におけるスーパーバイズ体制と権利擁護機能の強化を図ります。	継続
3	児童虐待に関する意識の普及・啓発	広報及びホームページを通じてのＰＲや啓発パンフレットの配布により、児童虐待防止意識の普及・啓発を図ります。	継続
4	里親制度の推進	里親制度を推進するため、広報・啓発活動に努めます。	継続
5	再掲乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	乳児家庭全世帯を対象として、保健師・助産師が訪問を実施します。	継続
6	再掲産後あんしんケアさぽーと	医療機関において、育児不安の高い生後４か月未満の赤ちゃんとママの心身のケアが受けられます。（日帰り型・宿泊型：有料）	新規

No.	事業名	取組内容	
7	再掲ファーストベビー講座	第１子（生後２～６か月）を育てる母親を対象に、仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を目的として講座を実施します。	継続
8	再掲こころほぐしの会	マタニティブルーや産後うつを抱える妊産婦、また、育児不安や子育ての悩みについて、保護者の心の健康をサポートします。	新規
9	再掲子育て応援プログラム「ふわり」	子育て中の保護者を対象に、子育てのイライラを解消するためのプログラムを提供します。	新規
10	再掲養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して継続的に訪問し、専門職による助言やヘルパーによる家事育児支援を行います。	継続

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、利用者が居住地域に関わらず子育て支援サービスの選択ができる等の利便性を考慮し、町全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

２．教育・保育等の量の見込みの考え方

２－１．認定区分について

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいて「子どものための教育・保育給付認定区分」が設定されてきましたが、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに追加で「子育てのための施設等利用給付認定区分」が設定されました。

本町においては、「子育てのための施設等利用給付」が適切かつ円滑に実施されるよう努めていきます。

■教育・保育給付認定区分

認定区分	対象	利用先
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定以外の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、新2号認定、新3号認定以外の子ども	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月 31 日を経過した小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当する場合	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号認定、年少児からは新2号認定） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児までは新3号認定、3歳児からは新2号認定）
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月 31 日までの間にある小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者である場合	

２－２．幼児教育・保育の無償化について

（１）対象者・対象範囲

対象者	対象範囲
3～5歳	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
0～2歳	上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費(主食費＋副食費)、行事費等）は、無償化の対象外

※低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、今回新たに免除対象世帯を拡充（年収 360 万円未満相当世帯）

（２）幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化します。

（３）認可外保育施設等の利用

保育の必要性の認定を受けた場合、3歳から5歳の子どもたちを対象として、月額 3.7 万円までの利用料を無償化します。また、0歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化します。

（４）就学前の障がい児の発達支援

就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化します。また、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

【幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ】

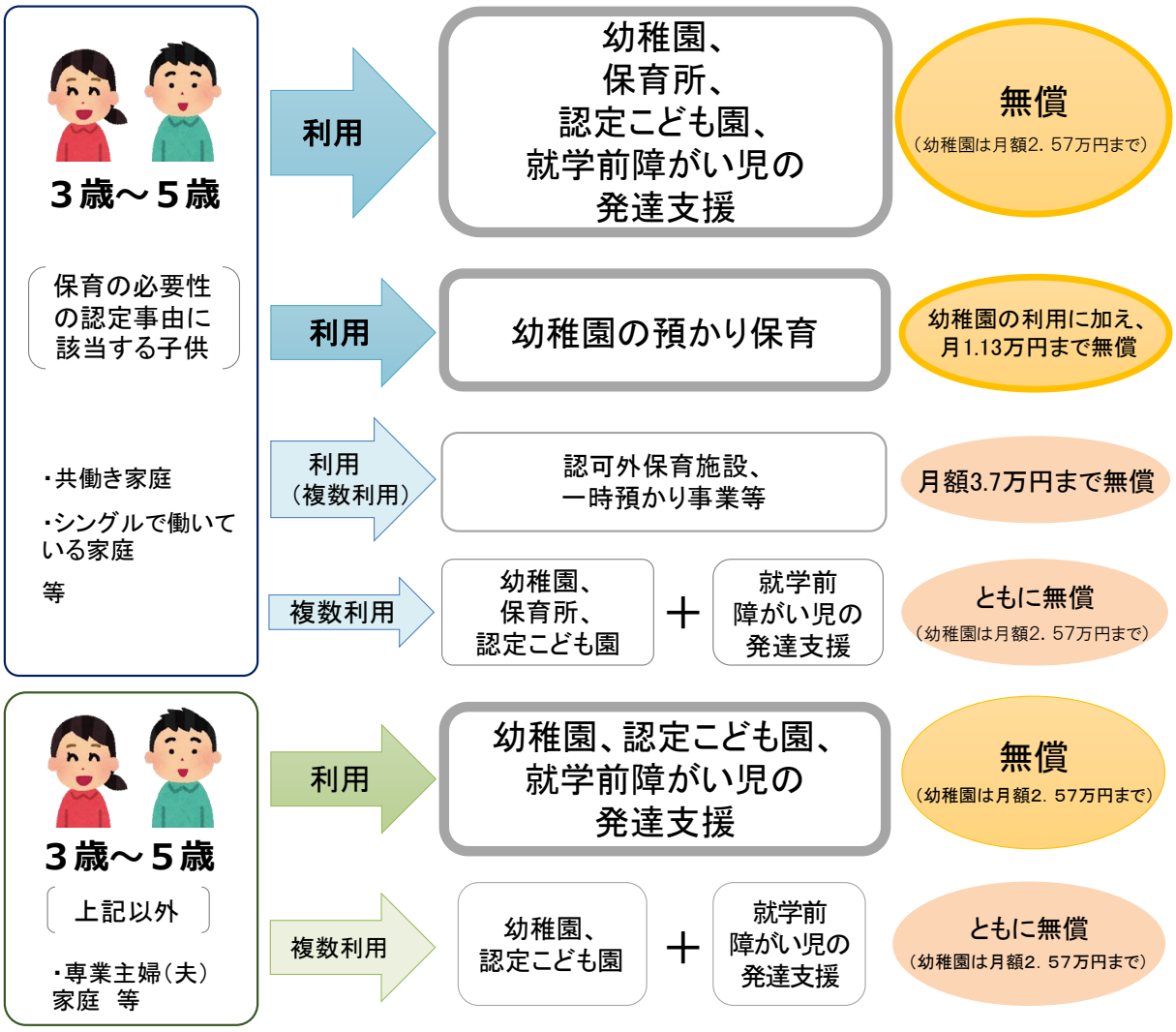

※　住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4．2万円まで無償）。

（５）副食費の免除等について

副食費については、国の基準に沿って、これまで免除対象であった生活保護世帯やひとり親世帯には引き続き副食費の免除を維持し、さらに、多子（第3子以降）や低所得世帯（年収 360 万円未満相当世帯）の副食費を免除します。

また、本町では国が定める免除対象範囲を拡充し、4,500 円を上限に特定教育・保育施設と未移行園及び就学前の障がい児の発達支援を利用するすべての3歳児から5歳児の子どもを対象に、町負担で実費相当額を助成します。

２－３．教育・保育等の量の見込みの算出方法

教育･保育等の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果をベースとして、事務局及び太子町子ども･子育て会議において調整･審議して最終的な量の見込みを設定しました。

【現在の家庭類型・潜在的な家庭類型を算出】
ニーズ調査の回答から、現在の家庭類型と潜在的な家庭類型を算出します。

↓

【潜在的な家庭類型別の推計児童数を算出】
潜在的な家庭類型と計画期間の推計児童数を掛け合わせ、潜在的な家庭類型別の推計児童数を算出します。

↓

【標準的な考え方の量の見込みを算出】
潜在的な家庭類型別の推計児童数に、ニーズ調査の回答から算出された各サービス・事業の利用意向率を掛け合わせ、量の見込みを算出します。

↓

【最終的な量の見込みを算出】
標準的な考え方の量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて審議・調整を行い、最終的な量の見込みを設定します。

３．量の見込みと提供体制の確保内容及びその実施時期

３－１．教育・保育事業の量の見込み

教育・保育施設については、現在、町内に幼稚園が1か所、認定こども園が1か所、認可保育園が2か所あります。既存の施設等を活用しながら、教育・保育の提供の調整に努めます。

障がい児や外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもの受入れについては、個別の事情に応じた支援を行い、円滑に教育・保育を利用できるよう必要な調整を図ります。また、町全体の教育・保育の質の向上に向けて、幼児教育アドバイザーを活用した施策について検討していきます。

（１）認定こども園及び幼稚園（１号認定）

【事業概要】

幼児期の教育のニーズに対し、認定こども園、幼稚園による教育を行う事業です。

【今後の方向性】

ニーズ量は町内の施設で十分確保できる見込みですが、認定こども園の入園者が多くなっています。少子化の進行により、施設によって利用者数に偏りが生じることが予想されることから、今後も町内の各施設がそれぞれの特徴を生かした教育課程を編成し、一人ひとりの子どもを大切にする質の高い教育・保育を推進していきます。

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1号認定	106 人	101 人	98 人	95 人	91 人
	2号認定(教育希望)	25 人	25 人	24 人	23 人	22 人
確保方策		250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
過不足		119 人	124 人	128 人	132 人	137 人

（２）認定こども園及び保育所（２号認定）

【事業概要】

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

【今後の方向性】

子どもの人口は減少傾向ですが、母親の就業率の上昇や3歳児から5歳児の就学前教育・保育の無償化等が要因となって、保育ニーズが増加することが予想されます。需要と供給の調整を図りながら利用定員の弾力的運用を行う等、待機児童が発生しないよう取り組んでいきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	137 人	132 人	127 人	124 人	118 人
確保方策	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人
過不足	43 人	48 人	53 人	56 人	62 人

（３）認定こども園及び保育所、地域型保育（３号認定）

【事業概要】

保育の必要性の認定を受けた乳幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

【今後の方向性】

早期の職場復帰が要因となり、近年3歳以下の保育ニーズが高まっていることから、年度途中の受入れを可能な限り行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

①１・２歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	102 人	96 人	93 人	89 人	85 人
確保方策	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
過不足	8 人	14 人	17 人	21 人	25 人

②０歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	24 人	22 人	21 人	21 人	20 人
確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
過不足	16 人	18 人	19 人	19 人	20 人

３－２．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

（１）時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

既存の体制でニーズ量を確保できる見込みです。そのため、現行どおり時間外保育事業（延長保育事業）を続けていきます。また、長時間保育が子どもの負担にならないよう、各保育所において配慮しながら実施していくよう取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量		160 人	153 人	147 人	142 人	136 人
確保方策	実人数	160 人	153 人	147 人	142 人	136 人
	施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
過不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（２）放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【今後の方向性】

既存の体制でニーズ量を確保できる見込みです。旧町立幼稚園舎で行っている磯長放課後児童会については、早急に磯長小学校の空き教室への移転を完了し、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所づくりを進めていきます。

今後も引き続き、職員やスタッフの研修等への参加を促進し、支援員の質の向上と子どもの健全育成を図る取組を強化していくとともに、利用者や地域住民への理解が進むよう、各放課後学童会の幅広い周知に努めます。また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、該当する児童の人数や介助の程度により、必要な人数の支援員等を加配して対応します。

開所時間については、現在、午後7時までの延長を行っており、引き続き、開所時間の延長を行っていきます。

なお、放課後子供教室については、連携型の実施を継続しながら、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を得て、放課後児童会との一体的な運用を検討していきます。加えて、太子町子ども・子育て会議において本計画の取組の進捗確認を行うとともに、放課後児童会及び放課後子供教室の所管部局が連携して事業の実施に取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	小学1年生	46 人	45 人	45 人	44 人	44 人
	小学2年生	58 人	57 人	55 人	55 人	53 人
	小学3年生	32 人	32 人	31 人	30 人	30 人
	小学4年生	26 人	26 人	26 人	25 人	25 人
	小学5年生	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
	小学6年生	7 人	7 人	6 人	6 人	6 人
	小計	176 人	174 人	170 人	167 人	165 人
確保方策	人数	176 人	174 人	170 人	167 人	165 人
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
過不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施する等、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

【今後の方向性】

引き続き、事業の周知に努め、保護者のニーズに応じた支援を実施していきます。
また、施設との契約を継続し、提供体制を確保していきます。

【量の見込みと確保方策】

①ショートステイ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量		５人日	５人日	５人日	５人日	５人日
確保方策	延べ人数	５人日	５人日	５人日	５人日	５人日
	施設数	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所
過不足		０人日	０人日	０人日	０人日	０人日

※年間延べ人数

②トワイライトステイ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量		４人日	４人日	４人日	４人日	４人日
確保方策	延べ人数	４人日	４人日	４人日	４人日	４人日
	施設数	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所
過不足		０人日	０人日	０人日	０人日	０人日

※年間延べ人数

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

引き続き、事業の周知に努め、保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みが軽減できるよう、地域の子育てを支援します。また、事業の質の向上に努め、保護者が継続して利用しやすい運営に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	363 人回	360 人回	353 人回	346 人回	340 人回
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※月間延べ回数

（５）一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、又は家庭での保育が一時的に困難になった場合等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園型一時預かり事業については、町内のすべての施設において受け入れ態勢が整っており、ニーズ量を確保できる見込みです。在園児以外を対象とした一時預かりについては、引き続き、事業に対するニーズの把握に努め、それに沿った事業展開について検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量		16,715 人日	16,548 人日	16,218 人日	15,894 人日	15,577 人日
確保方策	延べ人数	16,715 人日	16,548 人日	16,218 人日	15,894 人日	15,577 人日
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
過不足		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※年間延べ人数

（６）病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童を対象として、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、病院や保育施設等に付設された専用スペース等で一時的に保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

令和2年3月現在、本町では1園で体調不良児対応型（児童が通常保育中に微熱を出す等「体調不良」になった場合において、保育所等で緊急的な対応を図ります）による事業を実施しています。引き続き、現状の体制を維持し実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量		420 人日	401 人日	388 人日	374 人日	357 人日
確保方策	延べ人数	420 人日	401 人日	388 人日	374 人日	357 人日
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※年間延べ人数

（７）ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

【事業概要】

利用会員と援助会員による住民同士の相互互助活動に関する支援を行う事業です。現在、太子町では実施していません。

【今後の方向性】

今後も実施の予定はありませんが、利用料金や実施体制等、太子町の実態に即して可能かどうか、関係機関等も含めて検討を行います。

（８）利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方等が地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども、又はその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援の実施等を行っています。

【今後の方向性】

本町では、平成 28 年度から子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型による事業を実施しています。引き続き、妊娠・出産・子育ての状況に応じて、きめ細やかな相談支援に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※実施内容は母子保健型

（９）妊産婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊産婦健康診査の受診率を 100％と想定し、啓発及び提供体制を確保します。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	78 人	74 人	71 人	68 人	65 人
確保方策	78 人	74 人	71 人	68 人	65 人

（10）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

本事業は全戸訪問事業であるため、訪問数は各年度の0歳児の人口推計の値をニーズ量として想定し、提供体制を確保します。訪問をきっかけとして、育児不安のある親の支援を個別に行う等、継続した支援につながるよう関係機関と連携を取りながら進めていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	78 人	74 人	71 人	68 人	65 人
確保方策	78 人	74 人	71 人	68 人	65 人

（11）養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要な家庭や妊婦に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。

【今後の方向性】

引き続き、児童の養育について支援が必要な家庭に、保健師等の訪問活動を通じて育児の悩み相談等に対する助言を行い、適切な養育の実施の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
確保方策	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

（12）実費徴収に伴う補足給付事業

【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、市町村の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されており、食事の提供に要する費用や日用品・文房具等の必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する園児に係る副食費について助成を実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

（13）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会を中心として、引き続き、関係機関との連携強化を図ります。また、職員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。さらに、住民や子育てに関わる人々の児童虐待防止への認識を深めるため、児童虐待防止に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

（14）多様な主体の参入促進事業

【事業概要】

保育の受皿拡大や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るにあたっては、多様な事業者の能力を生かしながら事業の整備を促進していくことが大切であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

第6章

計画の推進と進行管理

１．計画の推進体制

１－１．多様な主体との連携・協働

子どもの健やかな成長を地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、町民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や大阪府、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる事業者、関係機関等との連携・協働体制の充実を図ります。

また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

１－２．計画の周知

本計画をより実効性の高いものとしていくためには、「子育てをみんなで支える」という意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。そのため、町民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、町広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

２．計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、庁内の関係各課を中心として計画の具体的な取組の進捗状況について把握し、学識経験者や保護者、保健・福祉・医療・教育・保育の関係者等で構成される「太子町子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。

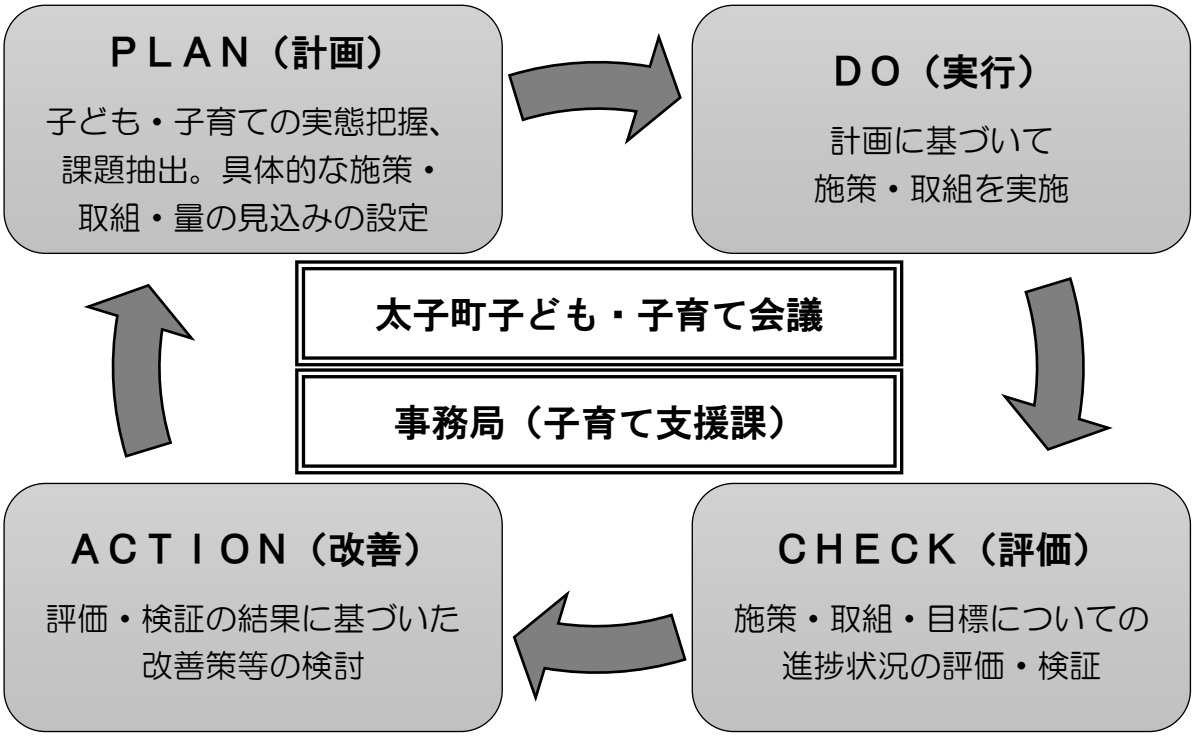

資料編

１．太子町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第1項の規定に基づき、太子町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織し、委員は町長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第6条　この条例に定めるもののほか、子ども子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成 25 年7月１日から施行する。

（準備行為）

2　この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（召集の特例）

3　子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年太子町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	7,000 円

２．太子町子ども・子育て会議規則

（趣旨）

第1条　この規則は、太子町子ども・子育て会議条例（平成 25 年太子町条例第 21 号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、太子町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（2）子どもの保護者

（3）福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者

（4）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（5）その他町長が必要と認める者

（部会）

第3条　子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2　部会に属する委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会において調査審議を行った事項について、子ども・子育て会議に報告しなければならない。

5　条例第5条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第4条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第5条　この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 25 年7月1日から施行する。

附　則（平成 28 年6月 30 日規則第 35 号）

この規則は、平成 28 年7月1日から施行する。

３．委員名簿

■平成 30 年度～令和元年度　太子町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名	備考
井上　寿美	学識経験者（大阪大谷大学教育学部　准教授）	会長
地村　沙耶花	町立幼稚園保護者（町立幼稚園）	
土居　味世	私立幼稚園保護者（やわらぎ幼稚園）	
上野　朱音	私立保育園保護者（やわらぎ保育園）	
角田　大	小学校保護者（磯長小学校）	
浅野　愛	放課後児童会保護者（山田放課後児童会）	
金谷　真由美	町立幼稚園（町立幼稚園教頭）	
森　義昌	私立幼稚園（やわらぎ幼稚園理事長）	副会長
松井　秀樹	私立保育園（松の木保育園園長）	
加納　啓司	小学校（磯長小学校校長）	
谷口　由佳子	民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	
斧田　秀明	太子町社会福祉協議会（局長）	

※敬称略・順不同

※令和2年3月現在

■前任者

氏名	役職名	備考
吉岡　由美	町立幼稚園保護者（町立幼稚園）	令和元年 6月 17 日まで
岩田　亜希子	放課後児童会保護者（山田放課後児童会）	
林　和彦	小学校（磯長小学校校長）	平成 31 年 3月 31 日まで

※敬称略・順不同

４．策定の経緯

開催日		審議内容等
平成 31 年	2月1日 ～2月 28 日	太子町子ども・子育て支援に関するニーズ調査 対象：就学前児童 567 名、小学生児童 559 名
	3月 26 日	平成 30 年度　第1回太子町子ども・子育て会議 ・太子町子ども・子育て会議委員について ・子ども・子育て支援事業計画について
令和元年	6月 18 日	令和元年度　第1回太子町子ども・子育て会議 ・太子町子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告 ・第2期太子町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
	10 月 11 日	令和元年度　第2回太子町子ども・子育て会議 ・量の見込みと確保方策について ・第2期太子町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
	11 月 29 日	令和元年度　第3回太子町子ども・子育て会議 ・第2期太子町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年	1月6日 ～2月5日	パブリックコメントの実施
	2月 20 日	令和元年度　第4回太子町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・第2期太子町子ども・子育て支援事業計画（案）について

第２期太子町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和２年３月
発　　行：大阪府　太子町
〒５８３－８５８０
大阪府南河内郡太子町大字山田８８番地
ＴＥＬ　０７２１－９８－０３００（代表）